

寒川浄水場排水処理施設特定事業 入札説明書等に関する質問への回答

平成15年5月28日

神奈川県企業庁

平成15年4月28日（月）から30日（水）に受け付けた寒川浄水場排水処理施設特定事業入札説明書等に関する質問への回答を、入札説明書、別添資料等の項目順に整理したものです。

特定事業契約書（案）の修正や金利計算に関するNo.6、No.21、No.48、No.49、No.114、No.123及びNo.130の回答内容については、特に注意して御確認ください。（金利計算の方法は、基礎審査での確認項目となります。）

なお、質問内容は、基本的に御提出頂いた原文を掲載しておりますが、一部文言を調整させて頂いている箇所もありますので、御了承ください。

1	入札説明書に関する質問及び回答	1
2	特定事業契約書（案）に関する質問及び回答	6
3	業務要求水準書に関する質問及び回答	20
4	落札者決定基準に関する質問及び回答	26
5	様式集に関する質問及び回答	27
6	実施方針等公表時からの変更点に関する質問及び回答	31
7	その他の質問及び回答	32

1 入札説明書に関する質問及び回答

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
1	入札説明書		2章	1	(5)		今回の排水処理施設は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものとし、建築基準法第51条の特定行政庁の許可は不要としてよろしいでしょうか。	新設施設の建設に関しては、建築基準法第51条は適用されません。したがって、敷地の位置に関する都市計画決定及び特定行政庁の許可は不要です。（所管行政庁確認済み。）	東亜建設工業㈱
2	入札説明書		7章	2	(3)		産業廃棄物処理施設設置許可にあたり、新設施設建設用地は都市計画決定されているものと考えてよろしいでしょうか。	新設施設の建設に関しては、建築基準法第51条は適用されません。したがって、敷地の位置に関する都市計画決定及び特定行政庁の許可は不要です。（所管行政庁確認済み。）	大成建設㈱
3	入札説明書		8章	2	(3)		【第三者賠償保険の付保】において、「事業期間中はPFI事業者（建設期間中は担当企業でも可。）が次の補償限度を条件とする第三者賠償保険の付保を行ってください。」とあります。PFI事業者が保険の付保を担当企業又は協力企業に移転した場合、担当企業又は協力企業の付保で足りると理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	第三者賠償保険については、原則として事業期間を通じてPFI事業者が保険契約者でなければなりません。建設期間中に限っては、建設業務を担当するグループ構成員又は協力企業が保険契約者となっても構いません。	㈱荏原製作所
4	入札説明書		10章	3	(6)		(6)入札参加に当たっての留意事項において、「・・・なお、自らが参加した応募グループが落札者として選定されなかった場合には、県企業庁がPFI事業者と特定事業契約を締結後、PFI事業者に協力することができます。」とあります。この場合は協力企業としてあらかじめ明らかにしておく必要があるということでしょうか。ご教示願います。	自らが参加した応募グループが落札者として選定されなかった場合で、県企業庁がPFI事業者と特定事業契約を締結した後、PFI事業者と協力しようとする場合には、協力企業として予め明かにしておく必要はありません。（もちろん、予め明かにされていても構いません。）	㈱荏原製作所
5	入札説明書 様式集	13章 20 38	3章 1-2	4 12	(2) (3)	オ	P13 オ で「応募企業、応募グループの各構成員又はPFI事業者から設計業者又は建設業者を直接受託する協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めません」との記述がある一方で、P20では「第1回目及び第2回目については想定される協力企業等でも差し支えありません」との記述があります。PFI事業者から設計業務を直接受託する協力企業以外の協力企業については変更可能との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。 「応募企業、応募グループの各構成員、PFI事業者から設計業務又は建設業務を直接受託する協力企業」以外の協力企業及び再委託先は、変更可能です。	月島機械㈱
6	入札説明書 特定事業契約書（案）	17章 19	3章 65条	5 2項	(3)	サ	(イ)c(b) 履行保証保険の付保について、入札説明書と特定事業契約書（案）に各々次の記載があります：入札説明書において「この場合、県企業庁又はPFI事業者を被保険者とし、-----」特定事業契約書（案）において「2 -----。この場合、設計・建設期間中において-----、県企業庁を被保険者とする履行保証保険をもって、-----」どちらの内容が正しいのかご教示願います。	入札説明書に記載の内容が正しい内容です。 なお、特定事業契約書（案）第65条第2項に、次の文言（下線部）を追加します。 「前略 の場合、設計・建設期間中において（維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとする。）、本件工事費等相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし、県企業庁又は事業者を被保険者とする（事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合は、保険金請求権に、本契約に基づき県企業庁が事業者に対して有する一切の債権を被担保債権とする第一順位の質権を県企業庁のために設定することを条件とする。）履行保証保険をもって、上記「県企業庁が合理的に満足する内容の履行保証保険」とする。	日立造船(株)
7	入札説明書		19章	10	(1)		「特定目的会社」とは一般的には「資産の流動化に関する法律」に基づくもの（いわゆるTMK）を意味すると考えられますが、本件においてはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。	本件事業における特定目的会社は、入札説明書に記載のとおり、基本協定締結後、専ら本件事業の遂行を目的として、商法に基づいて設立される株式会社のことです。したがって、資産の流動化に関する法律（平成10年6月15日法律第105号）に基づく特定目的会社を意味するものではありません。	㈱荏原製作所

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
8	入札説明書 特定事業契約書(案)	19 14	3章 64条	11			入札説明書P19に「本件事業については、特定事業契約締結のための神奈川県議会の議決を要しません」との記載あり、契約書(案)第64条(1)では県企業庁による表明・保証として「本契約の履行に必要な債務負担行為が県議会において議決されていること」が記載されています。上記と、入札説明会において債務負担行為の設定額の説明を頂いたこと、及び実施方針P14での「債務負担行為の設定に関する議案を平成15年県議会2月定例会に提案予定」とのご説明から、現状は以下の通りであると認識致しますが、間違いはないでしょうか。<現状認識>実施方針P14記載の通り、県議会2月定例会にて債務負担行為に関する議決は取得済み。一方で、特定事業に係る契約の締結(PFI法9条関連)については、PFI法第9条関連政令及び地方公営企業法40条に基づき不要であり、入札説明書P19はその旨を説明したものの。	お考えのとおりです。	三井物産(株)
9	入札説明書	21	4章	2	(4)		「県企業庁の事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合」とは、具体的にはどのような事象を想定しているのでしょうか。	例えば、施設・設備に対する譲渡担保の設定等、事実上、県企業庁又はPFI事業者の事業実施が不可能又は困難になるような場合です。	電源開発(株)
10	入札説明書	21	4章	2	(4)		「県企業庁の事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合」と記載されていますが、具体的にどのような場合がご教示願います。	例えば、施設・設備に対する譲渡担保の設定等、事実上、県企業庁又はPFI事業者の事業実施が不可能又は困難になるような場合です。	日立造船(株)
11	入札説明書 様式集 特定事業契約書(案)	22 65 6	5章 5-17 13条	2	(1)	ア (7)	契約金額のうち新設施設等整備費は、様式5-17で提案する各費目一式金額の合計により決定されるものと考えますが、設計完了時に建築工事内訳書標準書式に従い、工事内訳書を提出することが要求されています。新設施設のうち建築工事のみ内訳を提出する目的を説明いただけないでしょうか。また、ここで提出する設計完了後の工事内訳費は、提案書様式5-17の建築工事費と必ずしも合致するものではないと考えますが、よろしいでしょうか。また、契約書13条5項に「事業者が県企業庁の請求により、……本件工事費等の減少相当分を同額減少させることができる。」とありますが、上記内訳書を減額算定の根拠に使用をお考えでしょうか。減額算定方法を提示願います。	建築工事に係る工事内訳書の提出を求めているのは、設計変更に伴うサービス購入料の変更や建設工事の状況確認の際に必要なためです。 また、設計変更の手続きを経ないで、提案書様式5-17と工事内訳書の内容が合致しないことはあり得ないものと考えます。 なお、御質問のとおり、工事内訳書は設計変更に伴いサービス購入料を減額する際の算定根拠として使用致しますが、その際の基本的な考え方は、次の式のとおりです。 減額する金額 = 変更前のサービス購入料 - 変更後のサービス購入料 詳細については、実際に設計変更が行われた際に、提案内容に基づいて整理します。	電源開発(株)
12	入札説明書	26	付属資料1	1	(2)	ア	「建設期間中の物価変動については、初年度の支払いにおいて反映させる」とありますが、施設整備費については金利のみが変動し、元金は提案時点の金額で固定されるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	三井物産(株)
13	入札説明書	28	付属資料1	1	(4)	イ (f)b	提案した長期修繕計画に対して、機器等の状況により修繕等の実施時期を変更する事は可能でしょうか。変更可能な場合、実際の実施時期に該当する四半期に支払いが発生するものと考えてよろしいでしょうか。	基本的には、当初の長期修繕計画に基づいて保守管理して頂くこととなります。修繕等の実施時期の変更は契約変更となりますので、関係者協議会での合意が必要となります。また、その際の支払に関しても、関係者協議会での協議事項となります。	大成建設(株)
14	入札説明書	29	付属資料1	1	(4)	イ (g)b	再生利用業務費の単価改定について、「合理的に認められた場合に限り、次年度より単価を改定するものとする」とありますが、「合理的」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうかご教示願います。	No.16の質問及び回答の内容を御参照ください。	日立造船(株)

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者		
15	入札説明書 特定事業契約書(案)	29 14	付属資料1 48条	1	(4)	イ	(9)b	「単価の改定を要請するものは、改定価格の正当性を証する書類を関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より単価を改定するものとする。」とされていますが、単価改定を要請されるものの自己都合(理由)により、協議が合意に至らない場合も想定されることから、単価改定を要請される者が、提示された要請内容の正当性を否定することができない限り、改定要請は合理的であると判断されると考えてよろしいか?	単価改定を要請された側の自己都合により合意に至らない場合は、想定していません。単価改定は、その理由の正当性・合理性によって改定されるものです。なお、その際には、単価改定を要請する側に立証責任があり、その立証内容が不完全であることの指摘をもって、「提示された要請内容の正当性の否定」に該当することを前提とします。	電源開発㈱
16	入札説明書 特定事業契約書(案)	29 14	付属資料1 48条	1	(4)	イ	(9)b	「単価の改定を要請するものは、改定価格の正当性を証する書類を関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より単価を改定するものとする。」とされていますが、以下のケースは合理的に認められると考えるとよろしいか? (1)当初予定していた再生利用先が単価変更を要求してきた場合で、他に同等の条件(価格、引き取り期間、引取量等)での再生利用先が見つからない場合。 (2)当初予定していた再生利用先から受入中止を宣言され、他に再生利用先を求めなければならぬ場合で、その代替手段が現状よりも高いコストを要する場合(多額の材料加工費、運搬費等負担が必要な場合であっても、他に同様の条件で長期安定的(5年程度以上)な再生利用先がないと判断される場合。) (3)当初予定していた再生利用方法に関する市場において、再生品の市場価格が下落した場合。 (4)物価上昇は県企業庁のリスク負担とされています。市場価格の上昇は物価上昇と同様と考えられるので、当初予定していた再生処理の市場価格の上昇に伴う単価改定は当然認められると考えるとよろしいか?	単価改定を要請する側に立証責任があり、また関係者協議会において当該要請の合理性を検証することになりますので、一概には申し上げられませんが、御質問の(1)から(3)については、基本的には合理的に認められる範囲に入ると考えられます。また、(4)については、御質問の趣旨が再生利用コストの上昇を意味しているのであれば、同様と考えられます。	電源開発㈱
17	入札説明書 特定事業契約書(案)	29 14	付属資料1 48条	1	(4)	イ	(9)b	「単価の改定を要請するものは、改定価格の正当性を証する書類を関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より単価を改定するものとする。」とされていますが、単価改定の際に、以下のケースは「再生利用先となり得ない」と判断できると考えるとよろしいか? (1)再生利用先の候補(実質逆有償で中間処理と位置づけられる場合)に原料の受入余力はあるが、中間処理業免許を保有しておらず、継続して免許取得の意思がない場合。 (2)中間処理業免許を保有している再生利用候補先が、他の高付加価値物の受入余力確保、自社営業方針等の理由で受入を拒否した場合。 (3)受入れがスポット的であり、5年以上の長期安定的な再生利用先となり得ない場合。	(1)及び(2)については、御質問のとおり、再生利用先となり得ません。(3)については、記載のような受入先のみでは再生利用業務の遂行自体が危ぶまれますが、複数の再生利用先の選択肢の1つに、このような受入先を採用するかどうかは、事業者の判断に委ねます。	電源開発㈱
18	入札説明書 特定事業契約書(案)	29 14	付属資料1 48条	1	(4)	イ	(9)b	「単価の改定を要請するものは、改定価格の正当性を証する書類を関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より単価を改定するものとする。」とされています。循環型社会の実現・脱水ケーキの再生利用促進重視の観点(最終処分場への持ちこみは緊急避難的措置)に立てば、再生利用先の引取価格が最終処分費用を上回る場合でも、提案した引取先以外に5年間の引取を保証できる再生利用先がないと合理的に認められた場合においては、単価を改定していただくと考えるとよろしいか?	関係者協議会において単価改定の合理性を検証することになりますので、一概には申し上げられませんが、基本的には御質問のとおり理解で結構です。	電源開発㈱
19	入札説明書	32	付属資料1	2	(2)	ア	(I)	電気代燃料費等の公共料金は改定時期に合わせて改訂されることとなります。水道料金、燃料料金は使用する量によって単価が変動しますので実際の処理量によって変動します。この処理量変動リスクは、SPC事業者が提案したサービス購入量単価のなかで見込むと考えます。よって、公共料金の改定率に併せてサービス購入量提案単価を改定していただくと考えておりますが、いかがでしょうか。	電気代、燃料代及び水道使用料については、単価ではなく各々使用量と平成15年4月1日現在の料金体系に基づいた使用料金を提案して頂きます。(単価を提案して頂くものではありません。) この場合、処理量変動リスクは提案使用量に見込んで頂きます。したがって、公共料金等の料金改定時には、提案使用量を基に、改定後の料金体系に合わせてサービス購入料を改定することになります。	月島機械㈱

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者	
20	入札説明書 特定事業契約書(案)	36 14 37	付属資料2 別紙9	1 46条	(3) 1項	イ (3)	モニタリングの方法と費用負担について、「随時モニタリング」に「含水率35%以下の施設性能の確認」の項目、および「随時モニタリング」の結果、「脱水設備の能力が要求水準書で求めている能力を維持していないことが判明した場合、支払停止の対象となる。」の項目がありますが、「含水率35%以下の施設性能の確認」で行われる「随時モニタリング」の頻度と、「県企業庁に起因する費用が発生する場合」の負担費用の範囲および負担費用についてご教示願います。上記については、特に脱水ケーキの再生利用において、常時含水率50～60%程度で搬出している場合、乾燥設備は通常休止しており(設備が脱水機と乾燥機の2段構成になっている場合)、「随時モニタリング」時に乾燥設備を起動・運転・停止しなければならず、これに伴う費用が発生し、この費用を事業費として織り込む必要があります。	随時モニタリングの頻度については、状況に応じて判断したいと考えておりますので、現時点で具体的に提示することはできません。 また、費用負担については、県企業庁側の人件費、事務費等は、当然県企業庁が負担しますが、モニタリングに必要な施設の運転等に関する費用(例えば、含水率35%とする施設運転に伴い発生する費用)はPFI事業者負担とします。	日立造船(株)
21	入札説明書 特定事業契約書(案)	37 38 38	付属資料2 別紙9	2 2	(1) (1)	ウ イ イ	ペナルティのフロー中の「支払停止」は正しいでしょうか。また、モニタリング項目には含まれないのでしょうか。水準未達の場合の措置の表中のサービス購入料の減額又は支払停止の手続き概要の「同欄中及び」は正しいでしょうか。	御質問の箇所については、いずれもは誤植で、正しくは です。	電源開発株
22	入札説明書	37	付属資料2	2	(1)	イ	フロー中の「支払い停止」の誤記でしょうか。また「～及び」の項目の は何処に相当するのでしょうかご教示願います。	フロー中の「支払停止」の は誤植で、正しくは「支払停止」となります。	日立造船(株)
23	入札説明書	39	付属資料2	2	(2)		上澄返送水の濁度は連続監視および浄水場への連続伝送となっておりますが、濁度計の異常および伝送装置の異常が発生した場合、データの欠損となります。この欠損の間、返送水濁度の監視は浄水場側濁度計にて行ない、浄水場側濁度計データが浄水場運転に支障がないものであればペナルティは課せられないことで宜しいでしょうか。また、このようなデータ欠損時においても、上澄返送水ポンプは停止しないことで宜しいでしょうか。	濁度が計測できないという状態は業務要求水準を満たしていないこととなりますので、事業者は速やかに復旧する必要があります。濁度計が正常に運転していない場合(故障、定期点検、その他)には返送ポンプの運転は認められません。この場合、上澄水は返送されませんので、返送水の濁度に関するペナルティは掛かりませんが、返送ポンプの停止に伴い、事業者が浄水場からの送泥停止を申し入れた場合、当該停止時間に応じてペナルティが課せられます。ただし、その原因が県企業庁が管理する電送装置の故障による場合は濁度計の指示値を現地にて確認することにより返送ポンプの運転は行われます。	電源開発株
24	入札説明書 特定事業契約書(案)	39 39	付属資料2 別紙9	2 2	(2) (2)	イ イ	「改善予定日までに改善されない場合」の改善予定日とは、事業者が提出する改善計画書の中で事業者が設定する期日という理解でよろしいでしょうか。翌四半期以降、複数期にわたって改善に時間を要した場合においても、改善された時点の翌四半期に支払が停止されていたサービス購入料の全額が払い戻されるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	電源開発株
25	入札説明書	40	付属資料2	2	(2)	ア	(工)減額の方法において、「～四半期ごとに累計されたペナルティポイントは精算され、翌期に繰り越されることはない。」とあります。期をまたぐ返送汚泥停止時間および返送水濁度超過にたいするペナルティポイントは当該期末日の午前零時を持って中断すると解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	御質問のような場合のペナルティポイントは期末日をもって中断されることなく、ペナルティの原因となった状態が改善されるまで継続し、当該状態が改善された期のペナルティポイントとして加算されます。	株在原製作所
26	入札説明書	41	付属資料2	2	(2)	イ	提案する脱水ケーキの有効利用方法が含水率35%以下でない場合、脱水ケーキの含水率35%以下のモニタリングは行われるのでしょうか。また、同モニタリングの必要がある場合、実施の頻度を教えて下さい。但し、施設譲渡時には脱水ケーキの含水率35%以下の検証は実施します。	事業者が提案する再生利用方法における含水率が35%以下でない場合においても、県企業庁が施設能力の確認を必要と判断すればモニタリングは行われます。また、このモニタリングは県企業庁が必要に応じて随時行うものであるため、頻度については決めておりません。	大成建設株

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者		
27	入札説明書	42	付属資料2	2	(2)	ウ	(イ)	最終処分場への埋め立てが認められる条件は具体的にはどのようなものでしょうか。例えば以下のような場合は認められるのでしょうか。 再生委託先あるいは再生品の引取先の事情により、再生委託先等が脱水ケーキを受け入れられなくなったとき。ただし、他に同程度の条件での引取先がすぐに見つけられる場合は除く。 急激な市況の変化等により、再生利用コストが急激に上昇(再生処理費の上昇あるいは再生品の価格低下等)し、実質的に再生利用の継続が困難となったとき。 市況の変化等により再生利用コストが上昇し、埋め立てによる処分コストを大きく上回る状況になったとき。 予定していた再生利用方法の市場が大幅に縮小し、同方法による再生利用が困難となってしまったとき。 予定していた再生利用の方法による再生が困難となった場合で、保管による対応が物理的には可能な状況であっても、保管による対応コストが著しく高くなる時。また、再生利用市場の消失等の不可抗力にあたる場合においても、4回が限度の協議回数にカウントされてしまうのでしょうか。	実際には個別具体の状況ごとに判断することになりますが、一時保管等の対応策を講じられない場合に限り、及び(他の再生利用方法がある場合等を除く。)の場合は緊急避難としての最終処分場への埋め立てが認められるものと考えられます。からについては、いずれも認められないと考えられます。 なお、不可抗力にあたる状況における協議については、4回を限度としている最終処分場への埋め立てに関する協議にはカウントしません。	電源開発㈱
28	入札説明書	42	付属資料2	2	(2)	ウ	(イ)	最終処分場への埋め立ての協議は「事業期間を通じて4回まで協議することが可能」と記載されておりますが、何らかの理由により4回を越えて協議が必要になった場合の処置についてお訪ねいたします。また4回の協議頻度は、そのような事態に陥った場合には随時と考えておりますがよろしいでしょうか。	最終処分場への埋め立ての協議は、理由の如何に関わらず、事業期間を通じて4回までしか認められません。 また、4回までであれば必要に応じて随時協議が可能です。	日立造船(株)
29	入札説明書	42	付属資料2	2	(2)	ウ	(イ)	最終処分場への埋め立ては「やむを得ず埋め立てることを県企業庁が認めた場合」と記載されておりますが、具体的にどのような場合かご教示願います。	県企業庁が直営で事業実施をしていても再生利用を断念し、最終処分場への埋め立てを行うと判断する場合です。具体的には、No.27の質問及び回答の内容を御参照ください。	日立造船(株)
30	入札説明書 特定事業契約書(案)	42	付属資料2 3	2	(2)	ウ	(イ)	不可抗力の定義に「再生利用市場の消失等」を盛り込む事は可能でしょうか。(入札説明書P42に「再生利用市場の消失等の不可抗力」との記述がある為です)	「再生利用市場の消失等」は不可抗力に含まれますが、特定事業契約書(案)第1条46号の「...その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの...又は通常の見可能な範囲であっても回避可能性がないもの」という現規定で読み込めるため、原文のとおりとします。	月島機械㈱
31	入札説明書 様式集 実施方針等に関する質問への回答	43	付属資料2 98 7-8-1 No.24	2	(2)	ウ	(I)	上記各資料の記載内容の趣旨および旧厚生省環境衛生局長通知環整第四五号を踏まえ、次の場合は産業廃棄物処理委託の取扱いにはならないと考えますが如何でしょうかご教示願います。「浄水残渣(汚泥を含む)が再生利用製品の原料あるいは原料の一部として使用されることが明確な場合は、販売却代金および運送費の多少に関係なく、浄水残渣は廃棄物の取扱いではなく、有価物として取り扱われる。」	浄水残渣(汚泥を含む。)が再生利用製品の原料あるいは原料の一部として使用されることが明確な場合であっても、そのことのみをもって当該浄水残渣が有価物であるとは言えません。 (所管行政庁確認済み。)	日立造船(株)

2 特定事業契約書(案)に関する質問及び回答

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者			
32	特定事業契約書(案)	1			前文に、本契約と共に、実施方針(入札説明書において変更されたものを除く。)、実施方針等Q&A、本件入札説明書および本件入札に対する質問及び回答書、入札書、提案書ならびに設計図書に定める事項が適用されると規定されていますが、これらの契約構成文書間に相互に違いや矛盾があった場合における優先順位についてご提示願います。	入札説明書6ページ 第3章入札手続の冒頭にありますように、入札説明書と実施方針、実施方針等Q&A、意見交換会の結果概要等の既公表資料に相違がある場合には、入札説明書の規定内容が優先されます。	大成建設㈱		
33	特定事業契約書(案)	1			平成14年10月18日付で県企業庁より提示された「実施方針等に関する質問への回答」は、実施方針(入札提案書において変更されたものを除く)の規定の解釈に際して参照されるものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱		
34	特定事業契約書(案) 業務要求水準書	2 40 3 6	別紙8	1条 2	(30) (2)		送泥の定義に含まれていない、ろ過池障害発生時における洗浄排水の受け入れ時には、返送水の濁度を10度以下に保つことが非常に困難であると考えます。不可抗力と考えてよろしいのでしょうか。	不可抗力ではありません。ろ過障害生物発生時においても、返送水の濁度は10度以下に保つ必要があります。	三菱商事㈱
35	特定事業契約書(案)	3 5		1条 12条	(39)		「その他の応募者が本締結までに提出した一切の書類をいう」第3章 第12条 1項では「事業者は、提案書に記載された内容を満たす範囲において、自らの責任において新設施設の設計を行う。」とある。しかしこれでは「その他の応募者が本締結までに提出した一切の書類」にも責任を負わなければならないとなります。従って、第1条(39)号のこの文言は不要ではないでしょうか。	応募者は、本契約締結までに自ら県企業庁に提出した一切の書類に関して責任を負わなければならないと考えておりますので、第1条第39号の文言は必要です。	㈱荏原製作所
36	特定事業契約書(案)	4		1条	(51)		第1条(51)「本件工事費等」には、設計にかかわる費用も含まれると解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
37	特定事業契約書(案)	4		5条	2項		「...適用される場合には、これを県企業庁が事業者に対して支払うサービスの購入料の軽減に充当するべく」その前に規定される事業者の努力と文脈上直接結びつかないのでは。したがって「...適用され、かつ事業者の費用が低減されるのが確認された場合には、これを県企業庁が事業者に対して支払うサービスの購入料の軽減に充当するべく」としてはいかがでしょうか。	財政上及び金融上の支援が適用されたことによる経済的な効果を、県企業庁と事業者との間でどのように享受し合うのかについては、第5条第2項での協議事項としています。したがって、御提案には添いかねます。	㈱荏原製作所
38	特定事業契約書(案)	4		5条	2項		事業契約締結後に事業者が努力した結果、財政上または金融上の支援を獲得できた場合には、その努力に対する見返りとして、当該支援によるメリットを全てサービス料の軽減に充当するのではなく、その一部でも、事業者に還元されるような仕組みにさせていただくことは可能でしょうか。	財政上及び金融上の支援が適用されたことによる経済的な効果を、県企業庁と事業者との間でどのように享受し合うのかについては、第5条第2項での協議事項としています。	大成建設㈱
39	特定事業契約書(案)	4		7条			協議及び合意の方法は以下のように規定されています。関係者協議会において議決権を行使できるのは、県企業庁及び事業者の代表委員各1名のみ。それぞれの代表委員が合意した事項に限り、関係者協議会で合意された事項となる。協議は誠実かつ十分に行われることとなりますが、上記規定によれば、客観的に見て一方の申し出に合理性がある場合においても、他方が合意しなければ協議事項は成立しないこととなります。例えば、「脱水ケーキの再生利用業務費の改定」協議において、上記のようなことが生じた場合、それ以降 大きな負担を背負って事業を継続させなければなりません。以上のケースを含め、このような状況が生じたとき、第三者の裁定機関の設置、および、当該機関における裁定を仰ぐことに合意いただけますか？	第三者の裁定機関の設置は致しません。したがって、当該機関における裁定を仰ぐこともありません。また、懸念されている「脱水ケーキの再生利用業務の改定」協議については、No.15を御参照ください。	電源開発㈱

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
40	特定事業契約書(案)	5	8条	2項	事業者は、排水処理施設及びその敷地を本件事業実施のため占用して使用できるほか、本件事業を実施する上で必要な範囲において、別紙1において特定される県企業庁の管理に係る通路部分について通行及び地中部分における管路の設置などの合理的な使用ができる。と規定されています。無名橋は新施設の移送管を兼架として土木事務所と協議した場合許されると解釈してよろしいでしょうか。	無名橋は県企業庁が管理しますので新施設の移送管を添架することはできません。	㈱在原製作所
41	特定事業契約書(案)	5	9条		本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任及び費用において提供するものとする。ただし、県企業庁が取得・維持すべき許認可及び県企業庁が提出すべき届出はこの限りでない。と記載されていますが、20年間の河川占用料は事業者で考えるのでしょうか。	本件事業においては、神奈川県流水占用料等徴収条例に基づく、土地占用料等は免除される予定です。 (所管行政庁確認済み。)	大成建設㈱
42	特定事業契約書(案)	5	9条	1項	実施方針において、排水処理施設の設置に対する住民の反対運動等のリスクは、県企業庁の負担とされていることから、排水処理施設の設置に対する住民の反対運動等の為に必要な許認可が取得できなかったときは事業者はその責めを負わない、と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。 住民の反対運動等が直接の原因となっており、必要な許認可が取得できないことはないと考えますが、万が一、そのような事態となった場合には、事業者はその責を負う必要はありません。	大成建設㈱
43	特定事業契約書(案)	5	9条	4項	許認可、届出について県企業庁にて対応するものはどのようなものがあるかご教示下さい。	本件事業に伴い、県企業庁が新たに対応する許認可、届出は現段階ではありません。なお、水利使用規則に伴う排水量管理(主に生活雑排水)の報告等県企業庁が従来どおり実施するものではありません。	月島機械㈱
44	特定事業契約書(案)	5	9条	4項	県企業庁にて取得する許認可項目につきご教示ください。	本件事業に伴い、県企業庁が新たに対応する許認可、届出は現段階ではありません。なお、水利使用規則に伴う排水量管理(主に生活雑排水)の報告等県企業庁が従来どおり実施するものではありません。	三井物産㈱
45	特定事業契約書(案)	5	10条		「県企業庁は、建設用地の地下埋設物(旧第一浄水場の遺構)を撤去し、整地する。」とありますが、事業者への引渡し時の整地レベルは、敷地全体にわたって+10.3と考えるのでしょうか。また、杭打機等の重機の搬入、移動に支障のない状態で事業者に引き渡されると考えるのでしょうか。	別図2で示している標高(+10.3)は、急速ろ過池を建設したときの計画地盤高であり、整地後のレベルを示しているものではありません。新施設用地は、JR沿い及び目久尻川沿いの植樹地を除き、敷地が接している町道のレベルに合わせて整地されますので一律標高10m程度となります。したがって、杭打機等重機の搬入、移動への支障はありません。	電源開発㈱
46	特定事業契約書(案)	5	10条	2項	第10条第2項の「地下埋設物等」とは、第1項に従い撤去されるべき旧第一浄水場遺構で撤去されなかったもの、旧第一浄水場遺構以外の全ての地下埋設物、ならびにその他の予想外の地下条件などを含むと考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、図面等により予め存在していることが明らかなるものを回避する場合は、合理的な追加費用及び損害には該当しません。	大成建設㈱
47	特定事業契約書(案)	5	12条	1項	県企業庁の指図や、実施方針、入札説明書その他県企業庁より提示された資料に起因する設計の不備や瑕疵については、事業者は責任を負わないと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。 入札説明書添付資料8-5のリスク分担表にありますように、県企業庁の指示条件・指示の不備、変更によるものは県企業庁の負担となりますが、それ以外の設計リスクは全て事業者負担となります。	大成建設㈱

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
48	特定事業契約書(案)	5	12条	2項	<p>設計を第三者に委託する場合、着手21日前までに県企業庁より承諾を得ることとなっていますが、特定事業契約締結後ただちに着手する場合はどのような取扱いになるのでしょうか。</p>	<p>基本協定書第4条の規定に基づき準備行為として作業を進めてください。その際は、第12条第2項を準用してください。</p> <p>詳細は次のとおりです。</p> <p>特定事業契約書(案)の規定に従い特定事業契約締結後に事業に着手することが原則ですが、契約締結日の遅れ等により、提案されたスケジュールどおりに事業を実施することが困難な場合は、資料5基本協定書(案)第4条の規定に従い、本件事業に関して必要な準備行為として設計に着手することは可能です。ただし、第三者に設計の全部又は一部を委託する場合 1は、上記の準備行為に際して、次の手続きが必要となります。</p> <p>2 基本協定締結後、当該準備行為が必要であると事業者が判断した場合は、特定事業契約書第11条に規定される全体スケジュール表を県企業庁に提出するとともに、準備行為を必要とする理由を県企業庁に通知する。</p> <p>提出した全体スケジュール表に基づき、設計に着手する21日前までに、県企業庁に対してその旨の書面を提出し、かつ、県企業庁の書面による承諾を得た場合、かかる通知後14日以内に県企業庁から特段の通知がない場合は、県企業庁が承諾したものとみなす。</p> <p>1 具体的には、特定事業契約締結前に設計に着手する場合で、第三者に設計の全部又は一部を委託するとき、若しくは特定事業契約締結後に設計に着手する場合で、特定事業契約締結後に第三者に設計の全部又は一部の委託についての通知をしたのでは間に合わないときです。</p> <p>2 PFI事業者が、第三者に委託せずに自ら設計を行う場合には、当該手続きは必要ありません。</p> <p>なお、本事業契約書(案)第11条に、次のただし書きを加えます。「ただし、第12条第2項に基づき新施設設計の全部又は一部を第三者に委託する場合において、全体スケジュール表を本契約締結前に提出したときは、この限りではない。」</p>	月島機械㈱
49	特定事業契約書(案)	5	12条	2項	<p>第12条2項において、設計の全部又は一部を第三者に委託する場合、設計に着手する21日前までに、県企業庁に対し書面を提出し承諾を得ることと規定してありますが、特定事業契約締結直後から設計に着手する場合、特定事業契約締結の21日前までに県企業庁に対し書面を提出するという理解になりますでしょうか。特定事業契約締結直後、着手以前に書面を提出すれば良いという整理に出来なんでしょうか。</p>	<p>No.48の質問及び回答の内容を御確認ください。</p>	三井物産㈱
50	特定事業契約書(案)	6	13条	2項	<p>第13条において、「ただし、県企業庁は、本件工事費などを増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、本件工事費等の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。」とされていますが、特別な理由とは何ですか？ 具体的に例示下さい。</p> <p>設計図書の変更をするということは、費用増加分と同額の設備を県の指示で省略する等により費用総額を一定にしたいということでしょうか？</p> <p>設計図書の変更内容は、関係者協議会において協議の上定めることになっていますが、協議が整わない場合、県企業庁が変更内容を定め事業者に通知するとなっています。このとき、県企業庁の要求による設計変更起因して、将来問題が生じた場合の責任は、県企業庁が負担していただけたらと考えてよろしいですか？ 仮に、県企業庁が事業者の同意を得ずに変更内容を決定するに にもかかわらず、県企業庁が責任を負担して頂けないとすると、事業者としては非常に厳しい状況になると考えます。</p>	<p>について、現時点で具体的な例示をすることは困難です。</p> <p>について、御質問のとおりです。</p> <p>について、実際の設計を行うのは事業者(委託の場合を含む。)ですので、設計変更起因して、将来問題が生じた場合の責任も事業者にあります。仮に、県企業庁が事業者の同意を得ずに変更内容を決定した場合であっても、将来問題が生じないよう対応してください。(ただし、県企業庁の指図に落ち度があったことに起因する損害については、県企業庁が負担します。)</p>	電源開発㈱
51	特定事業契約書(案)	6	13条	2項	<p>「自らの要求に基づき...」これには実際の業務の流れを考えると、事業者との協議に基づく場合も含まれるべきでしょう。したがって「自らの要求(事業者の提案に基づき県企業庁が承諾した場合も含む)に基づき...」としていただけないでしょうか。</p>	<p>「事業者の提案に基づき県企業庁が承諾した場合」については、第13条第4項に規定しています。</p>	㈱在原製作所

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者	
52	特定事業契約書(案)	6	13条	2項			設計変更による増加費用の負担に関し、特別の理由がある時は費用の負担に代えて設計図書の変更をすることができるとありますが、「特別の理由」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうかご教示願います。	現時点で具体的な例示をすることは困難です。	日立造船(株)
53	特定事業契約書(案)	6	13条	5項			「減少額相当分を同額減少させることができる。」県企業庁の請求による設計変更の場合も、設計変更には必然的に追加作業に伴い追加経費がかかります。よって「同額減少」では、このように事業者を経費負担を強いるものでアンフェアと思われれます。したがって「減少額相当分を、県企業庁による本条第2項に基づく増加費用の負担分と相殺した上で、減少させることができる。ただし、かかる相殺の結果増加費用の負担が残る場合、本条第2項に従う。」としていただけられないでしょうか。	第13条第5項にある「...費用が減少したとき...」とは、設計図書の変更による費用の増加分と減少分とを比較して、後者が大きい場合という意味です。したがって、御質問の趣旨を含んだ規定であると理解してください。	㈱在原製作所
54	特定事業契約書(案)	6	13条	6項			「減少額相当分を同額減少させることができる。」事業者がもっと良いものにして請求したり、それを提案し県企業庁が承諾した場合も、同額減少させられるのは改善のインセンティブがなくなります。もちろんこのような設計変更の場合も、上記同様に追加経費がかかります。よって「同額減少」とするこの規定は、このように事業者の改善のインセンティブを削ぎ、かつ経費負担を強いるものでアンフェアと思われれます。したがって「減少額相当分を、県企業庁による本条第2項に基づく増加費用の負担分と相殺した上で、減少させることができる。ただし、かかる相殺の結果増加費用の負担が残る場合、本条第2項に従う。」としていただけられないでしょうか。	第13条第6項にある「...費用が減少したとき...」も、前項と同様、設計図書の変更による費用の増加分と減少分とを比較して、後者が大きい場合という意味です。また、改善のインセンティブに関する御主張の趣旨は理解致しますが、基本的には設計図書の変更は望ましいものではないことから、設計図書の変更により費用軽減効果が認められる場合、その効果を県企業庁が享受できることが、設計図書の変更を請求し、又は承諾するための必要条件となる点を御理解ください。	㈱在原製作所
55	特定事業契約書(案)	6	14条	1項			第14条第1項に規定される「県企業庁の裁量により利用する権利及び権限」とは第3項(1)乃至(4)に規定される利用を行う権利及び権限のことを意味すると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
56	特定事業契約書(案)	6	14条	3項	(1)		「成果物...の内容を公表すること。」「成果物(特許権、著作権、商標権、ノウハウ、企業秘密など知的財産権が付着)」の公表を無制限に県企業庁に認める規定となっています。しかしこのような無制限な公表は事業者の競争企業にも知的財産権の内容が知られる可能性があり、事業者の事業機会を不当に侵害する結果となる可能性があります。このような結果は知的財産権者としては当然制限していただく必要があります。したがって「成果物...の内容を公表すること。ただし、成果物の公表については、事業者の事前の同意を要するものとする。」としていただけられないでしょうか。	第14条の趣旨は、著作権法の規定に関わらず、県企業庁の活動に支障が生じないよう権利及び権限を明確化するものです。なお、設計図書等の利用については、県企業庁が実施してきた広報レベルのものを想定しており、質問に記載の無制限な公表を行うものではありません。また、設計図書等について情報公開請求があった場合でも、公開することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものは保護されます。したがって、原文どおりとします。	㈱在原製作所
57	特定事業契約書(案)	6	14条	3項	(2)		「第三者をして...修正すること。」第三者である事業者の競争者にも複製を無制限に認めることは、知的財産権者としての事業者のビジネス上の立場を不当に危うくするものです。したがって「第三者をして...修正すること。ただし、かかる第三者は、事前に事業者の事前の承諾を要するものとし、かつ県企業庁は、かかる第三者に本契約第75条の守秘義務と同じ守秘義務を負わせるものとする。」としていただけられないでしょうか。	本号は、新設施設の完成、増築、改築、修繕等のための必要な範囲内という限定的な範囲内における複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正について規定しており、質問に記載の無制限な複製を認めるものではありません。なお、これらを委託により実施する場合であっても、受託者である第三者は委託契約に基づき守秘義務が課されますのでこの点も保護されます。したがって、原文どおりとします。	㈱在原製作所
58	特定事業契約書(案)	6	14条	3項	(3)		「その他の媒体により表現すること。」新設施設の内、事業者の知的財産権に関わる部分(プラントの重要部分など)の写真(例)を無条件に撮影し、事業者の競争者に引き渡すことになれば、事業者のビジネス上の立場を不当に危うくするものです。したがって「その他の媒体により表現すること。ただし、これらによる表現が事業者の知的財産権に関わる部分に関する場合は、事業者の事前の承諾を要するものとする。」としていただけられないでしょうか。	本号についても、県企業庁が実施してきた広報レベルのものを想定しており、質問に記載の無制限な公表を行うものではありません。したがって、原文どおりとします。	㈱在原製作所

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
59	特定事業契約書(案)	6	14条	3項	(3)		「(3) 新施設を写真、模型、絵画、その他の媒体により表現すること。」とありますが、表現媒体は本文に記載のいずれか一つの媒体のみでもよろしいでしょうかご教示願います。	表現媒体の種類を問わない趣旨を規定していることから、一つの媒体のみと解することはできません。	日立造船(株)
60	特定事業契約書(案)	7	15条	1項			「事業者に対し新施設を占有及び使用させるものとする。」目的が不明です。したがって「本契約に基づく委任業務のため、事業者に対し新施設を占有及び使用させるものとする。」としてはどうでしょうか。	御趣旨は理解致しますが、第1条第18号により事業者は「県企業庁と本契約を締結し、本件事業を遂行する者」と定義付けられていますので、「本契約に基づく委任業務のため」は自明の事柄であるため、明記していないものです。	㈱荏原製作所
61	特定事業契約書(案)	7	16条	3項			工事記録は、通常の神奈川県企業庁が発注された建設/機械・電気設備工事で行うものと同じ内容との記録をとると考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	月島機械㈱
62	特定事業契約書(案)	7	17条	4項			「事業者の責めに帰すべき事由とみなす。」県企業庁の指定下請(推薦も含む)に対する責任は県企業庁が負うべきと思われま。したがって「事業者の責めに帰すべき事由とみなす。ただし県企業庁の指定下請(推薦も含む)の場合はこの限りではない。」としてはいかがでしょうか。	県企業庁が下請業者として特定の企業等を指定し、又は推薦することはありませんので、そのような規定は必要ないと考えております。	㈱荏原製作所
63	特定事業契約書(案)	7	17条	5項			「すべて事業者が負担するものとする。」県企業庁の指定下請(推薦も含む)に対する責任は県企業庁が負うべきと思われま。したがって「すべて事業者が負担するものとする。ただし県企業庁の指定下請(推薦も含む)の場合はこの限りではない。」としてはいかがでしょうか。	県企業庁が下請業者として特定の企業等を指定し、又は推薦することはありませんので、そのような規定は必要ないと考えております。	㈱荏原製作所
64	特定事業契約書(案)	8	19条				法令の変更に伴い、安全管理や警備の基準等が変更され、それに伴い追加の措置等が必要となった場合の追加費用の負担は、第26条第2項に従って決定されると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
65	特定事業契約書(案)	8	20条	2項			事業者が行った調査結果と県企業庁の調査結果との間に齟齬がある場合は「自ら実施した調査結果に従い工事を行う」とありますが、これは、調査結果に齟齬がある場合に再度ふたつの調査結果を比較検討し、その結果県企業庁の調査結果の方が正しい可能性が高いと事業者が判断したときに県企業庁の調査結果に従って工事を進めることを妨げるものではないと理解しますが、よろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
66	特定事業契約書(案)	8	21条				本件事業そのものに反対する住民運動については規定がありません。このような住民反対運動については、その性質上事業者は対応できません。これは県企業庁が担当していただく問題と思われま。したがって本文中に「本条および第34条の規定にも関わらず、本件事業そのものに反対する住民運動に対しては県企業庁が対応するものとする。」と追加していただければありがたく存じます。	御趣旨は理解致します。入札説明書の資料8-5「予想されるリスクと責任分担表」に明記するように、住民対応リスクのうち「排水処理施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの」については、県企業庁をリスク負担者とします。ただし、本事業契約書(案)は、施設的设计・建設及び維持管理・運営等に関する契約内容を整理したものであるため、御質問にあるような「本件事業そのものに反対する住民運動」に対する規定を本事業契約書(案)に置く必要はないと考えていることから、原文のとおりとします。	㈱荏原製作所
67	特定事業契約書(案)	8	21条				近隣への説明等において、必要に応じて県企業庁のご協力をいただくと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
68	特定事業契約書(案)	8	21条				「合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する」とありますが、「合理的に要求される範囲」とは具体的にどのような範囲かご教示願います。	事業者が適当と判断する範囲をいいます。ただし、事業者が判断する範囲に疑義がある場合、県企業庁は関係者協議会において協議することができるとします。(No.78参照)	日立造船(株)

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
69	特定事業契約書(案) 実施方針等 Q&A	8	22条				工事中ならびに施設維持管理・運営期間は、事業者側において電気主任技術者を選任し常駐させる必要があると考えますが、工事期間中については工事監理者と兼任させても支障ないでしょうか。	関係法令を遵守し所定の手続きをとって頂ければ結構です。	電源開発㈱
70	特定事業契約書(案)	8	23条	31項			「事業者に対する事前の通知を行うことなく、...」県企業庁の立会い権を認めるとしても、事業者が現場管理の責任を負う以上、安全上など合理的な条件を付し得ると思われれます。したがって、左記文言を削除し、「事業者に対し合理的に事前に通知を行うことにより、自己の費用負担で、...」としていただければありがたく存じます。また同様の理由から、以下をその末文に追加していただければありがたく存じます。「ただし、事業者は、安全上、スケジュール上その他の理由で、かかる立会いに合理的条件を付すことができるものとする。」	事前の通知がない場合でも、実際に県企業庁による立会いが実施される時点で、事業者から県企業庁に対して、安全上の注意を払うよう指示することで現場管理の責任は果たすことができると考えます。また、県企業庁としては、本件工事の各段階で状況確認をする必要が生じる可能性があると考えておりますので、事業者側のスケジュール上の理由により条件を付すことはできません。	㈱荏原製作所
71	特定事業契約書(案)	8	23条	31項			事業者として建設期間中の安全管理責任を全うするためには、建設用地内に事業者・施工者以外の第三者が立ち入る際には、その人数や時期を確認し、施工者に安全管理上必要な措置を取ることを指示しなければならぬ場合がありますので、本項は、「事前の通知をしたうえで」と変更いただけませんかでしょうか。	本項の趣旨は、いわゆる抜打ちで工事に立会うことができる権限を明確化したものです。したがって原文どおりとします。 なお、その際、建設期間中の安全管理責任を全うするための指示等に従うことは当然と考えます。	大成建設㈱
72	特定事業契約書(案)	8	23条	51項			「何らの責任を負担するものではない。」本条3項における安全上の理由など合理的な条件に違反した場合を想定して、以下の追加(51項末文に追加)をしていただければありがたく存じます。「ただし、本条3項に規定する事業者の条件に、故意もしくは重大な過失により違反したことによって生じた損害についてはこの限りではない。」	設計及び建設に関し、県企業庁の帰責事由により生じた損害については、当然、県企業庁に責任があります。第23条51項は、「本件工事への立会い」のみを理由として、設計及び建設に関する責任を県企業庁が負担するものではない旨を明記したものです。なお、建設期間中の安全管理責任を全うするための指示等に従うことは当然と考えます。	㈱荏原製作所
73	特定事業契約書(案)	9	27条	31項			「新施設の性能が充足されているか否かについて、関係者協議会における協議で定める方式により検査する」とありますが、脱水機の能力及び乾燥機の能力について季節変動により汚泥の脱水性に差があるため、どのような方法で性能が充足されているかを判断されるのか御教示願います。	性能が充足しているか否かを、どのような方式により検査するかについては、関係者協議会における協議で決定します。	日立造船(株)
74	特定事業契約書(案)	10	30条	11項			「県企業庁は、...確認する。」この確認に基づき、4項の完工確認通知書が交付され、それが31条の引渡の基準となります。このような重要な確認行為が不合理に遅延しないようにするため、以下のような文言を追加していただければありがたく存じます。なお、このような「合理性による制限」の規定は、原文第51条1項にも規定されており、原文の趣旨でもあられると思われれます。したがって、「ただし、県企業庁は、かかる確認を不合理に留保してはならないものとする。」	県企業庁は、平成18年4月1日からの運営開始を期待しており、県企業庁が合理的な理由なく完工確認を遅延させることは想定できません。したがって、御質問にあるような文言の追加は必要ないと考えております。なお、第51条第1項に規定されている場面(事業者が県企業庁に対して契約上所有する権利の処分に関する承諾)についても、これと同様に県企業庁には、合理的な理由なく承諾を保留又は遅延する動機を有していませんが、ここでは債権譲渡等の相手先となる金融機関や第三者への配慮から、当該承諾を合理的な理由なく保留又は遅延しない旨を改めて明記しているものです。	㈱荏原製作所
75	特定事業契約書(案)	10	30条	41項			「事業者に対して完工確認通知書を交付する。」1項の説明と同じ理由で以下を追加していただければありがたく存じます。「ただし、県企業庁は、かかる交付を不合理に留保してはならないものとする。」	県企業庁は、平成18年4月1日からの運営開始を期待しており、県企業庁が合理的な理由なく完工確認通知書の交付を遅延させることは想定できません。したがって、御質問にあるような文言の追加は必要ないと考えております。	㈱荏原製作所
76	特定事業契約書(案)	10	32条	2項			第32条第2項の「設備及び機器」とは、脱水設備、受電設備、その他新設施設に係る電気・機械・計装設備の一切を含むと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
77	特定事業契約書(案)	10	33条	2項			「県企業庁に提出し、確認を受けるものとする。」事業計画書に関し、このような確認行為は重要な要件となっておりますので、不合理に遅延しないようにするため、以下のような文言を追加していただければありがたく存じます。「ただし、県企業庁は、かかる確認を不合理に留保してはならないものとする。」	第33条第2項の事業計画書の確認は、県企業庁の各年度予算執行又は予算編成のために必要不可欠なものであるため、県企業庁が当該確認を合理的な理由なく保留することは想定できません。したがって、御質問にあるような文言の追加は必要ないと考えております。	㈱荏原製作所

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
78	特定事業契約書(案)	11	34条				第34条に規定される「合理的に要求される範囲の近隣対策」とは、現状、既存施設に関して実施されている近隣対策と同等の措置と理解してよろしいでしょうか。あるいは、同種の施設で通常実施されている近隣対策でしょうか。また、「合理的に要求される範囲」を超える近隣対策を実施する必要が生じた場合、その費用は、県企業庁にご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	前段：事業者の判断で同種の施設で通常実施されている近隣対策を事業者が自己の責任及び費用で実施してください。ただし、事業者が判断する範囲に疑義がある場合、県企業庁は関係者協議会において協議することができるものとします。 後段：「合理的に要求される範囲」を超える近隣対策を実施する必要が生じた場合で、実施することを県企業庁が指示した場合は、県企業庁が負担しますが、それ以外の場合は、事業者が負担します。	大成建設㈱
79	特定事業契約書(案)	11 15	36条 54条				運営開始が遅延した場合には、維持管理・運営期間は、実際に運営が開始された日から20年間となり、契約期間もそれに合わせて延長されるのでしょうか。あるいは、運営開始が遅延した場合でも、維持管理・運営期間および契約期間は平成38年3月31日をもって終了する(つまり、維持管理・運営期間が20年未満となる)のでしょうか。	県企業庁の責めに帰すべき事由による場合(第36条第1項)、事業者の責めに帰すべき事由による場合(同条第2項)及び法令の変更による場合(同条第4項)は、関係者協議会においてその対応を協議します。不可抗力による運営開始の遅延の場合(同条第3項)は、第68条から第70条の規定に基づき対応を検討することとなります。(No.92参照)	大成建設㈱
80	特定事業契約書(案)	11	36条	1項			「県企業庁は、事業者が負担した合理的な増加費用及び損害に相当する額を、事業者に対して支払う。」とありますが、事業者の逸失利益も県企業庁の支払いに含まれるという理解で宜しいでしょうか。	事業者の逸失利益は、含まれません。	㈱荏原製作所
81	特定事業契約書(案)	11	36条	2項			「...相当する額(...)を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、新施設引渡までの延滞日数に応じ、本件工事費等相当額につき年3.6%の割合で計算した遅延損害金を県企業庁に支払う。」この遅延損害金の性質は何でしょうか。遅延に関わる予定損害金なら、前段で損害賠償が規定されていますので、後段再度損害賠償額を予定(liquidated清算済み)するのは損害賠償が2重になり、事業者には不合理に思われます。したがって、後段を削除していただけないでしょうか。「...相当する額(...)を負担する。」とします。又は前段の損害賠償を削除し、後段の予定損害金を生かすようにしていただけないでしょうか。その場合「...相当する額(...)の賠償に代えて、新施設引渡までの延滞日数に応じ、本件工事費等相当額につき年3.6%の割合で計算した遅延損害金を県企業庁に支払う。」	第36条第2項の「遅延損害金」は、遅延に係る損害賠償金を予定するものではなく、遅延利息の性質を有するものです。したがって、同項の規定は、前段の「増加費用及び損害に相当する額」と後段の「遅延損害金」の両方を、県企業庁が事業者に請求することができる旨を定めているものと理解してください。	㈱荏原製作所
82	特定事業契約書(案) 事業者ヒアリング結果(月島機械)	12 14	37条				ご提供頂く二次濃縮設備の使用の要否は、事業者判断に委ねられており、二次濃縮設備等の機器を使用しない場合には、それらに関するメンテナンスは一切不要であると理解しております。一方、当該設備を利用しない場合でも、「通常の建物管理」の実施義務はあると述べられております。「通常の建物管理」に係る費用の見積に際し、当該建物の修繕記録(防水工事・空調機器更新経歴等)をご提示頂けないでしょうか。	二次濃縮施設の建物は平成2年度に建設されて以来修繕は行っていません。したがって修繕記録は存在しません。	電源開発㈱
83	特定事業契約書(案)	12	38条				別紙6に記載された水準を上回る量の汚泥が送泥された場合に生じる増加費用、損害等については県企業庁にご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙6に記載された水準を上回る量の汚泥を送泥することはありません。	㈱荏原製作所
84	特定事業契約書(案)	12	38条	1項			事業者は、別紙6の条件を超える量の汚泥の受け入れは拒否できると理解してよろしいでしょうか。	別紙6に記載された水準を上回る量の汚泥を送泥することはありません。	大成建設㈱
85	特定事業契約書(案)	12	41条	1項			県企業庁の責めに帰すべき事由または不可抗力に起因して、返送水が別紙7記載の条件を満たさない場合には、事業者はその責めを免れ、サービス料の減額措置も適用されないと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、不可抗力に起因する場合、事業者は、これより生じた増加費用及び損害を、本事業契約書(案)第53条第1項の規定に従い負担することとなります。	大成建設㈱

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
86	特定事業契約書(案)	13	42条				第42条に規定される事業者の協力義務は、事業者による維持管理・運営業務と、県企業庁の発注を受けた請負者が実施する解体撤去作業との調整が必要となる場合に、県企業庁が調整を行い、事業者はそれに協力する、ということでしょうか。	事業者と県企業庁の発注を受けた請負者で調整をして頂きます。	大成建設㈱
87	特定事業契約書(案)	13	43条	11項			「4回を超えて関係者協議会による協議を申し入れることはできない。」しかし、長期にわたる維持管理期間中、実務上やむを得ない事由は4回に限らないのでは?このような事業者のコントロールできない事由について実質的に公平な結論を導くために関係者協議会が存在すると思われま。このため4回に限定するのは関係者協議会の趣旨にもとるものと思われま。したがって、かかる公平の観点から未文以下を追加していただければありがたく存じます。「ただし、やむを得ない事業など事業者に特別な正当理由がある場合はこの限りではない。」	本件事業における再生利用リスクは、事業者がコントロールできる範囲のものであると考えております。また、再生利用単価を、5年ごとに見直すことを可能としていることから、事業者のリスクはある程度軽減されているものと思われま。さらに事業者のリスクを軽減するため、条件付きではありますが、緊急避難としての最終処分場への埋立ての余地を残しているところ。しかし、当該緊急避難としての措置に関する協議を無制限に認めることになってしまうと、事業者側にモラルハザードが生じる危険があることから、一定の歯止めをかけるため、協議の申入れは事業期間を通じて4回までとしているものです。	㈱荏原製作所
88	特定事業契約書(案)	13	44条	11項			「自ら立会いの上確認することができるものとする。」県企業庁の立会い権を認めるとしても、事業者が現場管理の責任を負う以上、安全上など合理的な条件を付し得ると思われま。したがって、左記を以下のようにしていただければありがたく存じます。「自ら自己の費用で立会いの上確認することができるものとする。ただし、事業者は、安全上、スケジュール上その他の理由で、かかる立会いに合理的条件を付すことができるものとする。」	御質問にあるような文言を追加しなくても、実際に県企業庁による立会いが実施される時点で、事業者から県企業庁に対して、安全上の注意を払うよう指示することで現場管理の責任は果たすことができると考えま。なお、当該立会いに伴い県企業庁に発生する費用は、当然、県企業庁が自ら負担しま。	㈱荏原製作所
89	特定事業契約書(案)	13	44条 45条	3項 11項			第44条第3項、第45条第1項の「業務計画書」とは、第33条第2項に従って提出する「事業計画書」のことでしょうか。	該当条項に定義として記載のとおり、それぞれ別のものです。	大成建設㈱
90	特定事業契約書(案)	13	45条	11項			業務日報の様式をご提示いただけますでしょうか。	第45条第1項に記載のとおり、「本契約締結後に事業者が作成し県企業庁に対して提出する業務計画書を基に、関係者協議会における県企業庁との協議を経て決定されるものとする。」とされていることから現時点で提示することはできません。	大成建設㈱
91	特定事業契約書(案)	14	46条	1項	(3)		「県企業庁は必要と認めるときは、...」以下のようにしていただければありがたく存じます。「県企業庁は合理的に必要と認めるときは、...」	随時モニタリングを実施するか否か、その実施時期等については、県企業庁の判断事項です。	㈱荏原製作所
92	特定事業契約書(案)	14	48条				運営開始が3ヶ月以上遅延した場合、サービス購入料の支払は、現実に運営が開始されてから最初に訪れる四半期終了後を第1回の支払として以後20年、80回の分割で支払われるのでしょうか。	県企業庁の責めに帰すべき事由による場合(第36条第1項)、事業者の責めに帰すべき事由による場合(同条第2項)及び法令の変更による場合(同条第4項)は、関係者協議会においてその対応を協議しま。不可抗力による運営開始の遅延の場合(同条第3項)は、第68条から第70条の規定に基づき対応を検討することとなります。(No.79参照)	大成建設㈱
93	特定事業契約書(案)	14 32	48条			別紙8 1 (4) イ (ウ)	再生利用の単価は5年毎に改定することができること記述されていますが、単価が固定されている5年間の再生利用用途、受入先、一時保管などについては、業務要求水準書等に規定されている再生方法等の条件に準拠した取扱いをする限り、事業者が自由に変更して良いと考えてよろしいか? また、上記の変更を実施した場合には、県企業庁にはその旨通知するということでもよろしいか? 仮に、事業者が自由に変更できないとすれば、どのような制約が想定されますか?	お考えのとおりです。 廃掃法を遵守し、業務要求水準及び提案書の水準を維持するほか特段の制約はありません。 ただし、提案された受入先以外に再生利用の受入先を求めようとする場合には、県企業庁の承諾が必要となります。 なお、提案された受入先を変更せずに、再生利用方法の割合を変更することは可能です。	電源開発㈱

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
94	特定事業契約書(案)	14 15	48条 54条				第48条によりサービス購入料は各四半期終了後の翌月の末日までに支払われることとなっております。一方で、第54条では契約が平成38年3月31日をもって終了することとなっております。その場合は事業期間の最終の四半期分(平成38年1月~3月)のサービス購入料が支払われないうちに契約が失効することとなると考えますので、第54条の変更に関しご検討をお願い致します。	平成38年3月31日をもって債権債務関係が確定し、第48条の規定に基づき平成38年4月末日までに支払われます。通常の工事請負契約や委託契約と同様の取扱いでありますので、第54条の規定の変更はいたしません。	月島機械㈱
95	特定事業契約書(案)	14	49条				県企業庁によるサービス購入料の減額措置に対して、事業者に興議がある場合には、関係者協議会で協議できると考えてよろしいでしょうか。また、当該協議の結果、減額の要件に該当しないことが明らかになった場合には、未払い部分の金額とそれに対する遅延損害金が事業者に対して支払われると解釈してよろしいでしょうか。	前段：お考えのとおりです。 後段：政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息のみ支払います。	大成建設㈱
96	特定事業契約書(案) 事業者ヒアリング結果(富士電機)	14 7	49条				事業者の創意工夫により要求水準を満たす範囲で削減できた費用についてはサービス購入料の減額の対象とせず、事業者はインセンティブを得られると理解しますが、一方、提案時の機器更新計画(長期修繕計画)を変更した場合(更新・補修回数を減らした場合)には減額対象とするとあります。機器更新計画で提示したオーバーホール等の大規模補修実施回数を減らすことなく、設備の従前機能を維持することができれば、実際の更新機器・補修作業の内容に関係なくサービス購入料は減額されないと考えてよろしいでしょうか?	提案に従った事業実施が原則です。なお、計画内容を変更する場合は、契約変更となりますので、関係者協議会での協議事項となります。	電源開発㈱
97	特定事業契約書(案)	15	51条	2項			「この場合、金融機関その他の第三者は以下の条件を承諾するものとする。」第三者は本「契約」当事者でないため、第三者に義務を課すことを規定しても当該第三者を拘束することはできないのでは。したがって、「この場合、以下を条件とする。」という趣旨ではないでしょうか。	御質問の趣旨は本事業契約書(案)に反映されていると考えております。	㈱在原製作所
98	特定事業契約書(案)	16	56条	2項			「本件工事費等相当額の10%に...」工事費の額を考えると、違約金として10%は過大であり事業者の経営自体に深刻な影響を及ぼす可能性があります。したがって、「本件工事費等相当額の2%に...」としていただければありがたいのですが。	御質問の趣旨は理解いたしますが、県企業庁側から見た事業の安全性を確保するため規定しているものですので、原文どおりとします。	㈱在原製作所
99	特定事業契約書(案)	15	56条	2項			本条の規定に従い契約解除がなされ違約金と出来高部分を相殺した場合、第65条2項に基づき付保された履行保証保険はどのような取扱いになりますでしょうか。	違約金と履行保証保険はその目的が異なります。履行保証保険の保険金は県企業庁が受け取ることとなります。	月島機械㈱
100	特定事業契約書(案)	15	56条	2項			本件工事費等相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし、県企業庁を被保険者とする履行保証保険を付保した場合(第65条2項)において、第56条2項の定めに従い契約解除時の違約金と出来高部分の買受代金が相殺された場合、履行保証保険の受取者は事業者になるとの理解で宜しいでしょうか。	履行保証保険金の受取者は県企業庁です。	三井物産㈱
101	特定事業契約書(案)	16	57条	1項	(1)		第57条第1項に規定される事由のうち、第62条に定義される業務不履行に起因する解除については、第62条第1項所定の手順が踏まれると理解してよろしいでしょうか。また、第62条所定の手順に従って契約が終了される場合の、支払の精算・損害賠償に関しては、第57条第2項以下の規定が適用されると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
102	特定事業契約書(案)	16	57条	2項			事業者の責により契約が解除された場合には、(違約金を差し引いた)本件工事費相当額に加え、解除時点までに事業者が実施したものの、県企業庁からの支払いを受けていない(未収の)維持管理・運営業務見合いサービス購入料も支払われるという理解で宜しいでしょうか。また、そうであれば、その旨を事業契約書上明記して頂きたくお願い致します。	前段：お考えのとおりです。 後段：自明の事柄であるため、改めて明記する必要はないと考えております。	㈱在原製作所
103	特定事業契約書(案)	16	57条	3項			「県企業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。」56条3項と同じ、かかる場合、立証責任は県企業庁にあるのではないのでしょうか。したがって、「県企業庁が前項記載の金額以上に損害を被ったことを立証した場合、当該金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。」としていただけないのでしょうか。	県企業庁が事業者に対して、第56条第2項及び第57条第2項に定める金額以上の損害賠償の請求を行う場合の立証責任が県企業庁にあることは自明の事柄であるため、改めて明記する必要はないと考えております。	㈱在原製作所
104	特定事業契約書(案)	16	57条	3項			運営開始日以降、事業者の責めに帰すべき事由により、第57条2項に定める違約金額以上の損害賠償請求権を県企業庁が取得された場合、サービス購入料より控除することもありえる(第51条2項)と理解できますが、「当該事由発生時、まず県企業庁は、当該事由の発生を速やかに融資者へ通知するとともに、相当な期間を定めて事業者によるその支払いの請求を行う」との手続きを確保頂くことは可能でしょうか。サービス購入料よりの控除を行う前に、融資者も含めた一定の協議等のステップを設けることは可能でしょうか。	については、関係者協議会や金融機関との直接協定交渉において合意されれば可能です。 については、関係者協議会で協議することが可能であり、金融機関も当該協議会に参加することができます。また、このことについては、金融機関との直接協定交渉の場での協議により定めることも可能と考えます。	三井物産㈱
105	特定事業契約書(案)	16	58条				県企業庁の債務不履行による契約終了においては、契約解除に伴う費用(関連諸契約の解除費用等)は損害賠償として県企業庁に請求すれば支払われるという理解でよいのでしょうか。また、県企業庁の債務不履行による契約終了の場合、本事業を適正に運営した場合に事業期間中に得べかりし利益については補償されるのでしょうか(あるいは事業者帰責事由による事業終了時のペナルティに相当するような補償はあるのでしょうか)。	前段：お考えのとおりです。 後段：逸失利益は補償されません。また、ペナルティに相当するような補償もいたしません。	電源開発㈱
106	特定事業契約書(案)	16	58条	1項			事業者による県企業庁への支払催告実施から事業終了まで6ヶ月間の猶予期間が設けられておりますが、設定期間が長すぎるのではないかと思います。同期間中、事業者は県企業庁からの支払いが行われない一方で、金融機関への元利返済等の支出については引続き負担する必要があります。それら支出負担に対応するために、事業者はキャッシュの内部留保等の対策を実施する必要がありますが、その結果、事業者の資金効率が悪化し、ひいては県企業庁の負担額増加を招くこととなります。本項における事業終了までの猶予期間を1~2ヶ月程度に短縮することを検討頂きたくお願い致します。	予算措置等が必要な場合を考慮して、6ヶ月の猶予期間を設定しておりますが、実際には、支払催告を受けた後、設定した期間よりも短期間で支払うよう対応できるものと考えておりますので、原文どおりとします。	㈱在原製作所
107	特定事業契約書(案)	17	58条	4項			「事業者が県企業庁に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。」56条3項、57条3項に対応して、かかる場合、立証責任は事業者にあると思われず。したがって、「事業者が本条第2項記載の額以上に損害を被ったことを立証した場合、当該金額以上に県企業庁に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。」としてはいかがでしょうか。	事業者が県企業庁に対して、第58条第2項に定める金額以上の損害賠償の請求を行う場合の立証責任が事業者にあることは自明の事柄であるため、改めて明記する必要はないと考えております。	㈱在原製作所
108	特定事業契約書(案)	17 17	59条 60条				法令変更または不可抗力の場合、県企業庁の判断で契約を終了することができますが、この場合、契約解除に伴う費用(関連諸契約の解除費用等)等、事業者側に発生する損害は補償されるのでしょうか。	関連諸契約の解除費用等、契約解除に伴う付帯的費用については、補償されません。	電源開発㈱

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
109	特定事業契約書(案)	17	60条				不可抗力発生時に新設施設が未完成であるときは、県企業庁による買取額は「県企業庁の評価に係る出来形部分の工事費相当額」とありますが、これは不可抗力発生前の出来形部分という認識で宜しいでしょうか。	不可抗力発生後の出来形部分を検査の上、買い取ります。なお、不可抗力により新設施設の整備に関し損害等が発生している場合には、その部分について特定事業契約書(案)第26条第1項が適用されます。	㈱在原製作所
110	特定事業契約書(案)	17	61条				「本契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、～(中略)～記載された県企業庁が求める水準を維持していることを確認し」とありますが、不可抗力で施設が毀損している場合に、事業者は修復義務を負うのでしょうか(百分のルールに従い1%を事業者が負担して施設の修復を行うということでしょうか)。	不可抗力以外の事由により契約終了に至る場合で、契約終了前に不可抗力により施設が毀損したときは、県企業庁は契約終了後も事業を継続する前提であることから、事業者に修復義務が生じます。この場合においては、御質問のとおり第53条が適用されます。ただし、当該不可抗力により本件事業を終了せざるを得ないと判断された場合は、第60条の規定に基づき契約終了手続に入ります。この場合においては、事業を継続しない前提であることから、事業者に修復義務は生じません。	電源開発㈱
111	特定事業契約書(案)	17	61条	3項			本契約終了の時点において、「業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に記載された県企業庁が求める水準を満たしている、ということを確認する」対象は、排水処理施設でしょうか。	第1条第44号に規定する排水処理施設です。	大成建設㈱
112	特定事業契約書(案)	17	61条	3項			例えば、契約終了の原因が、不可抗力により排水処理施設が損壊し、第60条に基づき県企業庁が本契約を終了する場合や、事業者の業務不履行により排水処理施設が県企業庁が要求する水準を満たさなくなってしまうことにより本契約が終了する場合には、本項に基づく確認をすることは不可能だと思われます。上記のような場合には、本項による確認の義務は適用されないと理解してよいでしょうか。	第1例については、事業を継続しない前提であることから、事業者は第61条第3項に基づく確認義務は生じません。第2例を含む不可抗力以外の事由により契約終了に至る場合は、県企業庁は契約終了後も事業を継続する前提であることから、事業者は第61条第3項に基づく確認義務があります。	大成建設㈱
113	特定事業契約書(案)	18	62条				契約上の地位、または株式を第三者に対し譲渡する際の譲渡価格は、誰が、どのようにして決定するのでしょうか。もし、県企業庁が指定する第三者の言い値で譲渡価格が決定するのであれば、現時点ではその価格を確定することができません。その結果、出資者として本事業から得られる採算性を現時点で正確に把握することができないため、本事業への参入意欲が薄まることが懸念されます。(県企業庁による第三者言い値と確定価格との差額調整実施の旨を事業契約上盛り込む等の手法により)譲渡価格を現時点で確定することをご検討頂たくお願い致します。	県企業庁が事業者の契約上の地位や株式を第三者に譲渡させることができるのは、業務不履行に対する改善勧告後も、事業者による改善がなされない場合で、県企業庁が事業の継続のため必要と判断したときですが、その場合の譲渡価格等の条件については、譲渡人(事業者、株主)と譲受人で協議の上、決定してください。	㈱在原製作所
114	特定事業契約書(案)	18	62条	1項			特定事業契約書(案)第49条を契約書(案)においてご変更されたのと同様に、「県企業庁に」は不要でしょうか。	お考えのとおりです。	三井物産㈱
115	特定事業契約書(案)	18	62条	1項	(4)		県企業庁は、事業者の株主に、企業庁が指定する第三者にその全株式を譲渡させることができるとありますが、この場合、第三者への株式譲渡の条件はどのような条件が想定されるのでしょうか。具体的に例示していただけないでしょうか。	県企業庁が事業者の株式を第三者に譲渡させることができるのは、業務不履行に対する改善勧告後も、事業者による改善がなされない場合で、県企業庁が事業の継続のため必要と判断したときですが、その場合の譲渡価格等の条件については、譲渡人(事業者、株主)と譲受人で協議の上、決定してください。	電源開発㈱
116	特定事業契約書(案)	19	64条				金利変動、物価変動、ケーキ再生利用単価の見直し等でサービス購入料が債務負担行為設定額を超えた場合、再設定をする旨、明記して頂くことは可能でしょうか。	債務負担行為の設定は県議会の議決事項ですので、明記することはできません。	月島機械㈱
117	特定事業契約書(案)	19	64条				「本契約及び変更契約(別紙8別添)に基づき基準金利、物価変動、5年毎のケーキ再生利用業務費単価見直しを行う際、当初の債務負担行為設定額を超過する部分が生じた場合、県企業庁は事業継続の為の所定の措置を行う」ことを明記頂くことは可能でしょうか。	債務負担行為の設定は県議会の議決事項ですので、明記することはできません。	三井物産㈱

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者	
118	特定事業契約書(案)	19	65条	2項			設計・建設期間中において、県企業庁が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保すれば、維持管理・運営期間中には契約保証金の納付等は必要無いという理解で宜しいでしょうか。	維持管理・運営期間中は契約保証金の納付は必要ありません。(ただし、契約保証金の納付の免除を受けるために株主保証の方法を選択する場合には、事業期間を通じた保証が必要となります。)	㈱在原製作所
119	特定事業契約書(案)	19	65条	2項			「県企業庁が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保すること」により、契約保証金の納付の免除を認めることができる、と規定されていますが、本項に規定されている履行保証保険(設計・建設期間中において、本件工事費等相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし、県企業庁を被保険者とするもの)を付保したにも拘わらず、契約保証金の納付が免除されないケースとして想定されるものがございますらご教示ください。	PFI事業者が、入札説明書16ページ「サ 入札保証金及び契約保証金」に記載の条件を満たす履行保証保険を付保すれば、契約保証金は免除されます。したがって、その条件を満たしている限りにおいては、契約保証金が免除されないケースはありません。	大成建設㈱
120	特定事業契約書(案)	19	65条	2項			第65条第2項本項に規定される履行保証保険について、事業者が、設計・建設業務を担当する請負人に対して、設計・建設期間中において本件工事費等相当額の100分の10を保険金額とし、県企業庁を共同被保険者とする履行保証保険を付保することを義務付け、当該保険証書の写しを提出させる、という方法で、契約保証金の納付の免除を認めていただくことはできませんでしょうか。	御質問にあるような方法では契約保証金の納付の免除はできません。当該条項の履行保証保険の保険者は請負人ではなく事業者ですので、事業者が履行保証保険に加入してしてください。	大成建設㈱
121	特定事業契約書(案)	20 26	別紙4	67条			契約書(案)第67条に基づき、県企業庁より法令変更に対する対応方法が事業者により通知され事業者が当該法令変更による増加費用及び損害が発生した際には、別紙4に基づき県企業庁の負担となると認識致します。当該認識が正しい場合、別紙4に、第26条第2項などに加え第67条もご追加頂くべきでしょうか。	前段については御認識のとおりですが、本事業契約書(案)第67条に基づき、県企業庁より法令変更への対応方法が事業者により通知され、事業者が当該法令変更による増加費用や損害が発生する場合には、事業の実施段階に応じて、第26条第2項、第36条第4項又は第53条第2項が適用されますので、御理解ください。なお、本事業契約書(案)では、別紙表示の次に記載の、本則との関係を示す「(第 条関係)」の表示については、本則に該当別紙を引用している条項のみを記載する方法で整理しております。	三井物産㈱
122	特定事業契約書(案)	20	67条 70条				県企業庁が通知する対応方法に従って事業者が本件事業を継続する場合、これにより発生する増加費用等については本契約第26条、第36条または第53条に従い決定されると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
123	特定事業契約書(案)	21	75条				第75条本契約の履行の為に、事業者として、県企業庁から開示された秘密を、その請負者、下請負者、委託者、弁護士、会計士その他のコンサルタントに対し開示する必要があります。このような場合には、本条と同様の秘密保持義務をこれらの者に負わせたと、秘密を開示することができる、と規定していただくことは可能でしょうか。	特定事業契約書(案)第75条に2項として、次の規定を追加します。 「請負人等、受託者等又はコンサルタントに秘密を開示する場合には、本条に定めるものと同様の守秘義務を負わせるべく、県企業庁又は事業者は、必要な措置を講じるものとする。」	大成建設㈱
124	特定事業契約書(案)	26	別紙4				「ただし、県企業庁が負担する場合において、一回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときは、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。」とあります。一回の法令変更に係る増加費用及び損害額は契約残余期間にわたって計算されるものと理解してよろしいでしょうか。また、その額は実際に発生した額及び見積額の合計と理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	法令変更に係る増加費用及び損害額については、累積しない考え方をとりますので、本件事業に影響がある法令変更がなされた都度20万円までは事業者負担となります。 一回ごとの法令変更に係る増加費用及び損害額は契約期間にわたって計算され、その額は、実際に発生した額及び見積額の合計額となるものと理解して頂いて結構です。	㈱在原製作所
125	特定事業契約書(案)	26	別紙4				別紙4に規定される「本件事業に直接関係する法令変更」には、入札説明書第2章1.(5)に規定される法令に関する変更が含まれると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者	
126	特定事業契約書(案)	30	別紙8	1	(2)		建設中の物価変動リスクを初年度のサービス購入料の支払いに反映させるとは、入札時と初年度支払い時の施設整備部分の金額を物価改定に基づき変動させると考えて宜しいのでしょうか。この場合で物価が下がった場合、事業者は既に契約金額を確定して工事を発注しており、このリスクを負うことはできませんので、物価リスクとは上昇に関する場合のみと明記下さいませようお願いします。	物価変動に基づく改定対象となるサービス購入料については、新施設及び濃縮施設の維持管理・運営業務、脱水ケーキの再生利用業務(搬出・運搬及び脱水ケーキの管理業務のみ)にかかるのみです。したがって、施設整備費は入札時の金額のまま物価変動は考慮しません。(特定事業契約書(案) P33 県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について2参照)	月島機械㈱	
127	特定事業契約書(案)	31	別紙8	1	(3)		以下のものは、維持管理業務のサービス購入料の内訳のうち、どこに入れればよろしいでしょうか。その他業務費に一括して計上で宜しいでしょうか。1.リースするもの(備品、パソコン、自動車、ローダー等) 2.分析/監査等を委託するもの 3.電話代、受信料等公共料金に近いもの	各事業者で想定している項目については、詳細を明記の上、その他業務費に計上してください。	月島機械㈱	
128	特定事業契約書(案)	34	別紙8	2	(2)	ア	(I)	想定を上回る量の汚泥処理等が発生し、その結果、使用電力量等が増加した場合の電力料金増加については事業者負担ということになるのでしょうか。(サービス料改定の対象とはならないのでしょうか。)	本事業契約書(案)別紙6に示した発生量以内の場合は事業者負担とし、同発生量を超える場合はその超える部分については送泥しません。	㈱荏原製作所
129	特定事業契約書(案)	34	別紙8	2	(2)	ア	(I)	改定率 と改定率 で設定の仕方が異なりますが、それぞれ以下のような算出方法であると理解してよろしいでしょうか。例えば、H18年度の改定率は以下の通りに計算されると思います。改定率 の場合: $AP18=AP17 \times (RW17/RW16)$ $=AP16 \times (RW16/RW15) \times (RW17/RW16)$ $=AP16 \times (RW17/RW15)$ $=AP15 \times (RW15/RW14) \times (RW17/RW15)$ $=AP15 \times (RW17/RW14)$ 改定率 の場合: $BP18=BP15 \times (CGP17/CGP15)$ (改定率 については計算上は $BP16=BP15$ となる、すなわち最初の1年分は改訂されず、その部分は事業者が物価変動リスクを負担する。) また、物価指数等の値は、いつの時点のものを採用するのでしょうか。	改定率 については、平成19年度以降についてはお考えの通りで構いません。ただし、平成18年度については建設期間中の物価変動を反映させるため次のような計算となります。 $AP18 = \text{平成18年度の提案価格(つまり物価変動を見込まない提案時に想定した価格)} \times (RW17/RW15)$ 改定率 については $BP18 = \text{平成18年度の提案価格} \times CGP17/CGP15$ となることから、最初の1年分も改定されることとなります。 また、物価指数の値は各機関から公表される各年度平均を採用します。	電源開発㈱
130	特定事業契約書(案)	34	別紙8	2	(2)	イ	(イ)	新施設等整備費の割賦代金に相当するサービス購入料の支払金額のうち、「(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額」部分の毎回の(四半期毎の)支払い額内訳は、「(元金の4分の1の金額)を5回の元利均等返済で計算した金額の4分の1」でしょうか。それとも「(元金の4分の1の金額)を20回(4回×5年)の元利均等返済で計算した金額」でしょうか。	「(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額」の四半期ごとの元金・金利の支払額は元金の4分の1の金額を20回(1年4回×5年)の元利均等返済で計算した金額となります。したがって、御質問の後者の方法で計算した金額となります。 なお、支払方法を明確に規定するため、特定事業契約書(案) p.34「別紙8 県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について」の御指摘の箇所 「【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】」を「【(元金の4分の1の金額)を四半期ごと5年間(20回)で元利均等返済する額】」に修正いたします。詳細につきましては別紙を参照してください。 また、提案書の作成(様式5-22,23)にあたっては、上記の前提で計算を行ってください。	㈱荏原製作所
131	特定事業契約書(案)	41	別紙9	2	(2)	イ		「2 サービス購入料の減額(2)減額の方法イ 脱水設備の能力に関わるもの」において、「随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で求められている能力を維持していないことが判明した場合、支払停止の対象となる。」とあります。随時モニタリングの頻度、その確認方法が決まっておりますら、ご教示ください。	モニタリングについては、事業者の提案に基づき特定事業契約締結後に実施計画書を作成いたしますので、現時点で随時モニタリングの頻度、その確認方法等を明示することは出来ません。(特定事業契約書(案) P37 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について 1(2)参照)	㈱荏原製作所
132	特定事業契約書(案)	42	別紙9	2	(2)	ウ		脱水ケーキの売却相手方又は再生利用依頼先が、独自の判断で、不法投棄もしくは最終処分場への埋立てを行ったことが発覚した場合には、(不法投棄等の発生は事業者の責によるものではないことから) サービス購入料の支払停止、及び契約解除措置には繋がらないという理解で宜しいでしょうか。	脱水ケーキの売却相手方又は再生利用依頼先が、独自の判断で、不法投棄もしくは最終処分場への埋立てを行った場合は、第55条第3号及び第49条の規定により契約解除及びサービス購入料の支払停止措置がとられることとなります。	㈱荏原製作所

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
133	特定事業契約書(案)	43	別紙10	設計・建設期間をカバーする履行保証保険を付保すれば、本保証書の差し入れは不要となるという理解で宜しいでしょうか。	別紙10の保証書は、契約保証金の免除を希望する場合で、代表企業及び事業者の株主のうち県企業庁が適当と認めるものによる保証(いわゆる株主保証)を選択する場合に提出するものです。したがって、お考えのとおりです。(入札説明書P16サ(イ)参照)	(株)在原製作所

3 業務要求水準書に関する質問及び回答

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者																															
134	業務要求水準書	3	1 (1)		フェンスは図面表記仕様のご指定でしょうか。材質、形状等参考と考えると宜しいでしょうか。また、通行のために門扉が必要となりますが、設置箇所に制限はございますか。また、トラック進入スペースを考えフェンス敷設位置を別図1から変更してもよろしいでしょうか。	県企業庁では、平成15年度に排水処理施設の一部にフェンス設置工事を予定しているため、PFI事業で設置していただくフェンスについても同一の形状、寸法、材質に指定しています。また、フェンスの設置位置は別図1のとおりとしてください。門扉の位置については特に制限はありません。	月島機械㈱																														
135	業務要求水準書	3 8	1 別図1 (1)		事業者が維持管理する用地について不明なためお尋ねします。1 前提条件 (1) 事業用地の項で「事業者が使用できる用地」として別図1に示されていますが、事業者が「使用できる用地」と維持管理する用地とは同一なのでしょう。また、企業庁と事業者が共用する用地の維持管理はどちらが行うこととなるのでしょうか。	事業者が使用できる用地と維持管理する用地は同一ではありません。維持管理する用地は、別図1において赤の実線で囲まれた範囲となります。したがって、県企業庁と事業者が共用する用地のうち、新設施設用地の維持管理は事業者が行い、濃縮施設用地の維持管理は県企業庁が行うこととなります。	大成建設㈱																														
136	業務要求水準書	3	1 (2)		県企業庁による既存施設の撤去：平成16年6月30日迄に県企業庁が解体すると表記されていますが、事業者は、平成16年6月30日以前に施設建設に着手する事は可能でしょうか。	新設施設用地内の工事については、7月1日以降に着手となるよう工程表を作成してください。	東亜建設工業㈱																														
137	業務要求水準書	3	1 (2)		県企業庁による既存施設の撤去：旧第1浄水場沈殿池等解体の際、既存樹木エリアの処置をどのようにされるおつもりでしょうか。	新設施設用地は、JR線路沿い及び目久尻川沿いの植樹地を除き、敷地が接している町道のレベルに合わせて整地され、植樹地エリアについては、現状のまま残します。	東亜建設工業㈱																														
138	業務要求水準書	3	1 (2)		県企業庁による既存施設の撤去：既存撤去及び造成に関しては、企業庁様で行なう事になっています。事業提案者は、都市計画法29条の「開発行為」に関する事項は業務対象外と考えて宜しいでしょうか。	既存施設の撤去及び新設施設用地の造成については、都市計画法第29条第1項第3号に該当するため開発行為の適用除外とされています。(所管行政庁確認済)	東亜建設工業㈱																														
139	業務要求水準書	3	1 (4)		ア：生物発生に伴う過洗浄水、イ：台風発生に伴う濁度上昇時、干池作業時を除き、計画量以上の汚泥が送水された場合等、不可抗力発生時または、何らかの原因で浄水場の機能が損なわれた場合、ペナルティは存在しないと判断してよろしいでしょうか。運転方法については、別途協議を行うこととしてよろしいでしょうか。	業務要求水準書1前提条件(4)で示した排泥量及び送泥量は計画量ではなく、現在の状態を示したものです。計画固形物量はあくまで(3)で示した値であり、送泥がこの範囲内であれば事業者には処理する責任があります。ペナルティの対象については、特定事業契約書(案)39ページウ(7)のとおりです。なお、送泥又は排泥に係る条件を(4)から変更する場合は事前に協議するものとします。また、不可抗力発生時等、浄水場の機能が損なわれた場合の排水処理施設の運転方法については、月1回の連絡調整以外にも必要に応じて協議することとします。	㈱在原製作所																														
140	業務要求水準書	5	2 (3)	イ	排水処理施設から排出される時点で有価物であるか、産業廃棄物として排出し他の処理施設にて有用物とするかは問わないとは有償・有価で受入会社に出荷しても構わないと解釈しております。しかし、有償・有価で排出したものの一部が規格外としてその受入会社で最終処分された場合、事業者はペナルティの対象となるかご教示願います。	特定事業契約書第43条第1項に定める場合を除き、脱水ケーキは100%再生利用することを条件としていますので、御質問のような状況となっていることが発覚した場合には、ペナルティの対象になります。	㈱在原製作所																														
141	業務要求水準書	5-6	2 (4)	ア	「上澄水を全量浄水場へ返送」脱水設備からの分離水を、一部床洗浄等に使用する等場内利用してもよろしいでしょうか。また、その洗浄排水は、下水放流(基準を満たした上で)してもよろしいでしょうか。	寒川浄水場ではクロードシステムを採用しています。脱水設備からの分離水等排水処理工程から発生する水を排水処理施設内で再利用することは可能です。利用後の排水は業務要求水準書2(4)を満たした上で浄水場に返送してください。特に、排水中に浄水場が送泥した汚泥成分以外の物質が含まれないようにすることは必須条件となります。	㈱在原製作所																														
142	業務要求水準書	6	2 (4)	イ	「返送する上澄水の濁度は10度以下とすること。」返送水濁度10度以下という条件で新設施設を検討するためには、現状施設における返送水濁度の把握が必要と思われます。このため、過去の返送水濁度データの公表をお願い致します。	既設の排水処理施設には、返送水の濁度を計測する設備はありませんが、簡易的に計測したデータを以下に示します。 <table border="1" data-bbox="1002 1823 1299 1928"> <thead> <tr> <th>月(H14年度)</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定回数</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>平均濁度</td> <td>10.3</td> <td>7.2</td> <td>7.4</td> <td>8</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>最大濁度</td> <td>14.5</td> <td>9.5</td> <td>10.8</td> <td>12.7</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>10度超過回数</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	月(H14年度)	11	12	1	2	3	測定回数	10	12	15	18	12	平均濁度	10.3	7.2	7.4	8	11.2	最大濁度	14.5	9.5	10.8	12.7	16.8	10度超過回数	5	0	1	4	7	㈱在原製作所
月(H14年度)	11	12	1	2	3																																
測定回数	10	12	15	18	12																																
平均濁度	10.3	7.2	7.4	8	11.2																																
最大濁度	14.5	9.5	10.8	12.7	16.8																																
10度超過回数	5	0	1	4	7																																

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者	
143	業務要求水準書	6	2	(4)	イ		<p>返送する上澄水の濁度は10度以下とする事・・・また返送水には、処理工程から発生する分離水等の排水以外の物質が混入しないようにすること。」返送水濁度10以下を保証（保証ベナルティは20度）するために、総合排泥池汚泥界面管理と、返送水返送ラインに、ろ過設備を設けます。しかしながら、弊社で、ろ過試験を行ったところ、上澄水濁度が15を超える場合は、浄水場で使用している薬剤注入が必要との結果でした。平常時は、総合排泥池汚泥界面管理と、返送水をろ過することで上澄水濁度10以下に対応可能ですが、非常用として、浄水場で使用している薬剤注入設備を設けることは、可能でしょうか。</p>	<p>無薬注を条件としていますので、薬品を使用しない施設としてください。</p>	㈱任原製作所
144	業務要求水準書	6	2	(4)	イ		<p>「上澄水の水質」に「特に、返送水中に懸濁物質、塩素消費量物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、汚泥の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、」と記載されていますが、「高濃度」とは具体的にどの程度でしょうかご教示願います。</p>	<p>高濃度についての数値基準は定めていませんが、その水が返送されたとき、浄水処理の薬品注入率に影響を与える程度と考えています。</p>	日立造船(株)
145	業務要求水準書	6	2	(4)	イ		<p>排泥池より排出される汚泥中に有機物が約20%含有されており、その汚泥を乾燥することにより揮発性の低沸点有機物がスクラバーにより凝縮され排水として排出されます。排水処理施設の適切な運転を行っても多少の塩素消費物質が上澄水に含まれます。浄水処理の汚泥より排出されたものを元に戻すこと及び返送し希釈されることにより問題無いと考えますが、塩素消費物質が多少でも排出されるため、設計上の許容値をご教示願います。</p>	<p>設計上の許容値は定めていませんが、御質問の内容程度の有機物含有量であれば問題は無いと推察されます。</p>	日立造船(株)
146	業務要求水準書	7	3	(1)	イ		<p>既存電気設備から新設電気設備への切替のタイミング、及び既設撤去に係り、平成18年3月31日までの現存施設稼働後に既設撤去を行なうのが望ましいものか、又は試運転調整を含み平成18年1月頃から新設電気設備へ切替を行ない、既設撤去を平成18年3月31日までに済ませてよいものかについてご指示願います。</p>	<p>既存排水処理施設の運転を行うための既存電気設備の運転は、平成18年3月31日まで県企業庁が行います。新設施設等の建設時（試運転を含む。）に必要な電気設備は、事業者が建設（既存電気設備の切回し、仮設等を含む。）し運転します。平成18年4月1日以降、事業者は既存濃縮施設及び新設施設を含む排水処理施設全体の電気設備を運転し、事業者が使用しない既存施設については、県企業庁が撤去します。</p>	富士電機㈱
147	業務要求水準書 実施方針等 Q&A	7	3	(1)	エ	Q34	<p>業務要求水準書には「本件事業により新たに建設される施設（脱水機棟、電気・機械設備、管路設備等）については、想定される大規模な地震に対して、水道の基幹施設が有すべき耐震性（「官庁施設の総合耐震計画及び同解説（平成8年度版）の類」相当）を有すること」とあります。一方、実施方針等Q&A（平成14年8月）Q34では、「なお、神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針（抜粋）を参照すること」とあり、同指針P.9では、地震力として、「なお、県西部地震に耐え得る十分な構造が必要である。」と規定されています。新設施設の設計に当たっては、上記両方の規定を満足するものと考えてよろしいでしょうか。なお、ここで「神奈川県西部地震」とは、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成11年）」において「神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震で、寒川町で震度5強が想定されている地震」と理解しています。</p>	<p>「官庁施設の総合耐震計画及び同解説（平成8年度版）の類」相当を有することとしてください。</p>	電源開発㈱

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
148	業務要求水準書 特定事業契約書(案)	7 3	3	(1)	工		<p>業務要求水準書には「本件事業により新たに建設される施設(脱水機棟、電気・機械設備、管路設備等)については、想定される大規模な地震に対して、水道の基幹施設が有すべき耐震性(「官庁施設の総合耐震計画及び同解説(平成8年度版)の類」相当)を有すること」とあります。上記の設計水準は、施設の重要度を考慮して建物設計に用いる大地震時の地震力(必要保有水平耐力)を建築基準法で規定される地震力の1.25倍とすることにより大地震動に対しても比較的小さな損傷に止まることを求めたものであり、地震時の敷地での震度、加速度とは直接結びつかないものと理解します。</p> <p>この場合に、不可抗力として認定される地震あるいは震動レベルはどのように考えたらよろしいでしょうか。たとえば、「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成11年)」で想定されている「東海地震」、「南関東地震」、「神奈川県東部地震」、「神縄・国府津・松田断層帯地震」あるいは想定外の地震により、新設施設に「官庁施設の総合耐震計画及び同解説(平成8年度版)の類」が目標とする被害程度を超える被害が発生した場合は、不可抗力と扱うものとしてよろしいでしょうか。また、県企業庁殿がお考えになっている「大地震時に類が目標とする被害程度」をご提示下さい。</p>	<p>地震動の大きさと耐震基準の関係については、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説では明確化されていないため、震度や加速度について数値として示すことはできませんが、中地震動や大地震動に対する大きさやその目標性能を次のように示しています。中地震動として地動の最大加速度は80~100cm/s²程度であり、本地震動が発生した場合でも損傷を生じないこととしています。また大地震動としては、地動の最大加速度は300~400cm/s²程度であり、本地震動が発生した後も大きな補修をすること無く建築物を使用できることとしています。よって県企業庁としては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年度版)の類」が目標とする被害程度を超える被害が発生した場合は不可抗力と扱うものと考えています。</p>	電源開発㈱
149	業務要求水準書	7	3	(1)	工		<p>目久尻川に水管橋を新設した場合、この耐震性は、「水道施設耐震工法指針・解説(1997年版)(社)日本水道協会」に準じて宜しいでしょうか。</p>	お考えのとおりです。	東亜建設工業㈱
150	業務要求水準書	8					<p>(2)排水処理施設の維持管理・運営 オ 外構の項に「全ての外構施設について」と記載されていますが、これは事業者が維持管理する用地内の全ての外構施設と理解してよろしいでしょうか。</p>	お考えのとおりです。	大成建設㈱
151	業務要求水準書	8	3	(2)	工		<p>「テレメータ装置は排水処理施設内に浄水場が設置する」ここで言う排水処理施設とは、新設脱水機棟内のことですか。それ以外も含め、上記テレメータ装置への電源及び信号の配線工事は浄水側の施工範囲と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います</p>	<p>テレメータ装置の設置個所は新設施設脱水機棟内あるいは電気室などが考えられますが、現在のところ未定です。排水処理施設内に設置するテレメータ装置と浄水場電算機間のデータ伝送に必要な信号ケーブル、テレメータ装置への電源供給用ケーブルの布設は県企業庁が実施しますが、事業者は信号の受け渡しのため中継端子盤を設け排水処理施設内の各機器からの信号をこれに集めるためのケーブルを敷設することになります。</p>	㈱荏原製作所
152	業務要求水準書	9	4	(1)	工		<p>浄水場の都合で、県が排水処理施設の運転停止を求めた場合に、これに起因して事業者が締結している関連諸契約が履行できなくなりペナルティの支払、契約相手等への補償が発生すること(例えばリサイクル原料を供給できないこと)ともなるペナルティ等が発生すること)が考えられますが、この場合、県企業庁は事業者の損害(増加費用等)を負担すると考えてよろしいでしょうか。これは、第52条1項の()内のただし書きに該当する事項と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特定事業契約書第38条第3項で定める調整で了解されている場合を除き、県企業庁の帰責事由により運転停止を求めた場合には、その合理的な損害及び増加費用を負担します。ただし、逸失利益は補償いたしません。</p>	電源開発㈱
153	業務要求水準書	9	4	(1)	工		<p>本項により排水処理施設の運転を停止した場合において、それにより事業者側に損害が発生した場合は、県企業庁がその損害を負担すると考えてよろしいでしょうかご教示願います。</p>	<p>特定事業契約書第38条第3項で定める調整で了解されている場合を除き、県企業庁の帰責事由により運転停止を求めた場合には、その合理的な損害及び増加費用を負担します。ただし、逸失利益は補償いたしません。</p>	日立造船(株)

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
154	業務要求水準書	9	4	(3)	ウ		交通安全対策工事用車両通行の検討あたり、目久尻川に架かる「いこい橋」の通行可能な車輛荷重を教えてください。	いこい橋の設計荷重はTL-20です。	東亜建設工業㈱
155	業務要求水準書	9	4	(3)	エ		樹木が投影されている地面において、投影面積以上の未舗装部分が確保されていること屋上緑化、壁面緑化、ハウス栽培等も緑化面積に加えていただけないでしょうか	緑化面積の算定方法については、県環境農政部緑政課に確認してください。ただし、販売等を目的としたハウス栽培は本件事業の目的から逸脱するため、認められません。	㈱荏原製作所
156	業務要求水準書	10	4	(3)	オ		現在、浄水場周辺での電波障害若しくは周辺住民からの苦情の有無について確認致したい。また、電波障害は事業者対応となっていますが、電波障害の原因が濃縮施設等の既存施設による場合は事業者には責任はないこと及び対応は不要あることで宜しいでしょうか。	現在、浄水場周辺における電波障害若しくは周辺住民からの苦情はありません。また、後段の御質問については、記載のとおりですが、そのためには事業者が電波障害に関する事前調査を実施し、新設施設に起因する電波障害でないことを証明する必要があります。	電源開発㈱
157	業務要求水準書	10	4	(4)	ウ		新設の水管橋及び無名橋の立入禁止策は、どの様にお考えですか。	提案によります。	東亜建設工業㈱
158	業務要求水準書	10	4	(4)	ウ		フェンスに機械警備設備は必要でしょうか。	提案によります。	東亜建設工業㈱
159	業務要求水準書	10	4	(4)	ウ		フェンスの仕様は指定でしょうか。	お考えのとおりです。	東亜建設工業㈱
160	業務要求水準書	10	4 別図1	(4)	ウ		別図1にフェンス構造図が示されていますが、既設第2、第3浄水場周囲のフェンスと比べると、上部突針が角パイプとなっている等相違が見られます。今回提案において、設計風荷重、高さ及び支柱間隔に関する条件を守る範囲で、各部材断面の見直し並びに控柱の取止め等の変更を事業者より提案することは可能でしょうか。見直し提案が可能な場合は、設計風荷重をご提示願います。	県企業庁では、平成15年度に排水処理施設の一部にフェンス設置工事を予定しているため、PFI事業で設置していただくフェンスについても同一の形状、寸法、材質を指定しています。したがって、フェンスの変更に関する提案はできません。	電源開発㈱
161	業務要求水準書		別図1				今回弊社にて検討している排水処理施設について、既設排水処理施設と上水、下水、ガス等の配管の分岐をとる必要があるものと考えます。分岐点等の場所について指定の位置がありましたら御指示願います。また、指定の位置が無い場合は、現状施設内の配管ルート図等の公表をお願い致します。	水道管の分岐箇所については、使用量により異なりますので、水道局茅ヶ崎営業所と協議してください。また、既設排水処理施設には、下水、ガスの配管はありません。設置が必要な場合は各々の事業者と協議してください。	㈱荏原製作所
162	業務要求水準書		別図1				建設用地北側の共用進入路部分を、施設の進入退出路（例：ケーキ搬出、メンテナンス通路）として使用できるのでしょうか。ご教示願います。また、上記共用進入路の公道側に門の設置を計画するのででしょうか。	共用進入路部分は、進入退出路として使用できます。なお、当該部分の整備は本事業に含まれていますので、公道側への門の設置についても提案によります。	㈱荏原製作所
163	業務要求水準書		別図1				いこい橋は工事用重量車両通行に対する重量制限はあるのでしょうかご教示願います。	いこい橋の設計荷重はTL-20です。	㈱荏原製作所
164	業務要求水準書		別図1				雨水排水先は目久尻川と考えてよろしいでしょうか。	寒川町及び湘南地区行政センターと協議してください。	㈱荏原製作所
165	業務要求水準書		別図1				生活排水は浄化槽にて処理後、目久尻川へ放流もしくは下水放流の選択で考えてよろしいでしょうか。	寒川町及び湘南地区行政センターと協議してください。	㈱荏原製作所

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
166	業務要求水準書		別図1		排水処理施設平面図既存濃縮施設敷地において事業者によるフェンス設置範囲が青線で明記されていますが、目久尻川沿い及びJR相模線沿いの青線も事業者によるフェンス設置範囲と解釈するのでしょうか。また、同敷地の出入り口門は事業者の設置範囲と考えてよろしいでしょうか。	御質問の線は水色で描かれている線と想われますが、これは用地境界を示しており青色の線とは区別しています。したがって、水色線の位置に事業者がフェンスを設置する必要はありません。また、既存濃縮施設内の門扉は県企業庁が整備します。	大成建設㈱
167	業務要求水準書		別図1		別図1に「濃縮施設事業者維持管理範囲(赤線内)」と示されていますが、この範囲の中に既存の門扉部分が入っていませんが、その維持管理は企業庁が行うこととなるのでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
168	業務要求水準書		別図1		別図1に「濃縮施設事業者維持管理範囲(赤線内)」を超えて「事業者によるフェンス設置(青線)」が示されていますが、赤線内を越えた部分のフェンスの維持管理は企業庁が行うこととなるのでしょうか。	御質問の線は水色で描かれている線と想われますが、これは用地境界を示しており青色の線とは区別しています。したがって、この部分へのフェンスの設置はありません。	大成建設㈱
169	業務要求水準書		別図1		事業者によるフェンス設置範囲に既設フェンスがある場合、事業者で撤去のうえ、新設するものと考えてよろしいでしょうかご教示願います。	お考えのとおりです。	日立造船(株)
170	業務要求水準書		別図1		新設施設用地において、新設事業者維持管理範囲(赤線枠)内で、フェンス及び門扉の位置は、事業提案者の自由裁量としてよろしいでしょうか。	フェンスは別図1に示した位置に設置してください。門扉の位置、間口等は提案によります。	東亜建設工業㈱
171	業務要求水準書		別図1		新設施設用地の県企業庁との共用の進入路部分は、車の待機場所に利用して宜しいでしょうか。	車両等が通行するためのスペースを確保しているものですから、待機場所が必要な場合は別途設けてください。(ただし、構内に入場する際に門扉が開くまでの極短時間の待機等については構いません。)	東亜建設工業㈱
172	業務要求水準書		別図1		使用できる用地は、東京電力が使用している部分を除くと有りますが、東京電力使用敷地は、敷地面積に算入されているのでしょうか。	本県が所有している土地面積を敷地面積としていますので、東京電力が使用している土地の面積も敷地面積に含まれています。	東亜建設工業㈱
173	業務要求水準書		別図2		新設施設用地造成は、敷地全体を+10.3で整地された状態で引渡されると理解して宜しいでしょうか。	別図2で示している標高(+10.3)は、急速ろ過池を建設したときの計画地盤高であり、整地後のレベルを示しているものではありません。新設施設用地は、JR沿い及び目久尻川沿いの植樹地を除き、敷地が接している町道のレベルに合わせて整地されますので標高10m程度となります。	東亜建設工業㈱
174	業務要求水準書		別図2		新設施設用地造成地盤高と前面の道路地盤高との関係を教えてください。	新設施設用地は、JR線路沿い及び目久尻川沿いの植樹地を除き、敷地が接している町道のレベルに合わせて整地されますので標高10m程度となります。	東亜建設工業㈱
175	業務要求水準書		別図2		図面中、河川敷きの高さは、現在の河川敷部分の高さとして宜しいでしょうか。	別図2で示している標高(+10.3)は、急速ろ過池を建設したときの計画地盤高であり、河川敷の地盤高を示したものではありません。	東亜建設工業㈱
176	業務要求水準書		別紙2		平成3年度10月の汚泥濃度について、一次濃縮後の濃度と脱水機打込濃度に2倍近くの開きがありますが、その理由をご教示願います。	一次濃縮濃度は、総合排泥池から濃縮槽に揚泥している汚泥の濃度です。したがって、御質問の月においては、総合排泥池を経た汚泥が濃縮槽でさらに2倍程度の濃度に濃縮されたことを示しています。	日立造船(株)
177	業務要求水準書		別紙3-1、添付資料5		曝気装置動力盤、濃縮装置動力盤、濃縮装置制御盤、総合汚泥池継電器盤、濃縮槽ポンプ室継電器盤、直流電源装置・蓄電池設備につき、電源系統が不明なため、400V、200V、照明用主幹盤の2次側の単線結線図御提示頂けないでしょうか。	御質問の内容については、現地並びに現地格納図面により御理解ください。	㈱在原製作所
178	業務要求水準書		添付資料4		単線結線図既存電気室内の各主幹盤のMCCBから供給される415V、210V、210/105Vの負荷名称は明示されていますが、各負荷容量を教えてください。	御質問の内容については、現地並びに現地格納図面により御理解ください。	大成建設㈱

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
179	業務要求水準書		添付資料8		受変電棟平面図高低圧配線ビットが明記されている図面の提示をお願いします。	御質問の内容については、現地並びに現地格納図面により御理解ください。 大成建設㈱

4 落札者決定基準に関する質問及び回答

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者
180	落札者決定基準	7	2	(2)			事業キャッシュフロー規模、総キャッシュフロー規模について「3期連続で総額がマイナス値の場合」とありますが「総額」とは何を意味するのでしょうか。	各期ごとのキャッシュフロー規模を指します。 電源開発㈱
181	落札者決定基準	12	5	(1)			5 脱水ケーキ再生利用に関する事項(1)再生利用先の受入体制の<評価基準>の項に、「受入表明書等」と「受入証明書等」との記載がありますが、どのように違うのでしょうか。また、この「等」と記載されているのは、どのような理由からでしょうか。	「受入証明書等」は「受入表明書等」の誤りです。また、「等」は、「同意書」や「確約書」なども想定されることから記載したものです。 大成建設㈱
182	落札者決定基準	12	5	(1)			ここでいう「株主企業」には劣後ローンレンダーも含まれるでしょうか。	含まれません。 (No.194参照) 月島機械㈱
183	落札者決定基準	12	5	(1)			「当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか」との評価基準が示されていますが、株主企業とは事業者の株式を保有する企業に限られるでしょうか、或いは劣後ローン提供者なども同様の取扱いでしょうか。	株主企業とは事業者の株式を保有する企業に限られます、劣後ローン提供者は含まれません。 三井物産㈱
184	落札者決定基準	12	5	(1)			株主企業がケーキ再生企業では無い場合には、株主企業によるケーキ再生利用費の金銭による保証でも、ケーキ受け入れの株主保証となりますか。	金銭保証は、本件事業にいう株主保証には該当しません。 月島機械㈱
185	落札者決定基準	14	6	(3)			実際の施設の運転は、月別運転計画その1にしたがって運転される可能性が高いと考えられますが、燃料使用量の評価においては、事業期間を通して実際には適用される可能性は低いものの、含水率35%とする月別運転計画書その2で運転するものとして評価するという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。 電源開発㈱

5 様式集に関する質問及び回答

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者	
186	様式集	19	1	(3)	ウ		「3月には保管量が全て無くなる計画としてください」農業利用等では使用する時期が偏っていることから、在庫分が一次保管場所において、引取先が確保されていれば、必ずしも3月に計画書の量と実際の量と差異が生じてもよろしいでしょうかまた、計画量以上の脱水ケーキ量が発生した場合、様式7-8-3と実際量が異なった場合齟齬として扱われないと解釈してよろしいでしょうか	脱水ケーキ搬出計画は、3月末で全量処分されるように計画してください。なお、再生利用の実施にあたり、処分量が計画と異なっても、脱水ケーキが適正に管理されていれば、ペナルティー等がかかるとはなりません。	㈱荏原製作所
187	様式集	20	1	(3)	ウ		総合排泥池濃度（沈降後）の項目がありますが、データが無いため想定ができません。各月と最大時のデータの公表していただけますでしょうか。	様式中の数値は設定値です。この値を使用して提案してください。	㈱荏原製作所
188	様式集	23	1	(3)	ウ		「維持管理の考え方（場内整備）」との様式名及び記載指示事項がありますが、場内整備の定義を用地の範囲を含めて規定して頂けませんでしょうか。また、この項目に対する審査において、落札者決定基準のどこに該当するものなのでしょうか。	場内整備とは、事業者が維持管理する用地内の植栽、フェンス、道路、雨水排水設備等の外構施設となります。また、この項目に対する定量化審査の評価項目、評価基準については、落札者決定基準P18～P19に記載のとおりです。	大成建設㈱
189	様式集	28	1	(3)	エ		提案書全体平面図、脱水機棟計画設計図面の縮尺はご指定でしょうか。また、鳥瞰パースの範囲は既設濃縮設備も含むのでしょうか。また、枚数にご指定はあるのでしょうか。	図面の縮尺は記載指示事項のとおりとしてください。鳥瞰パースの範囲は事業者が設定してください。鳥瞰パースの枚数は自由です。	月島機械㈱
190	様式集	28	1	(3)	オ		資料集リストとして、提案書に使用したパンフレットや実験結果等の資料集リストを作成して下さいとあります。そのほかに、提案書記載内容の根拠資料として、例えば「納入実績表」や「その他計算書」などは自由に添付してよいと考えてよろしいのでしょうか。例として、指定の様式に入りきらない容量計算書の詳細を添付することなどは可能でしょうか。また、この資料集はデータとしてCDに収める必要はあるのでしょうか。	審査は、事業提案が記載された様式5～7を対象に行われます。資料集には、様式5～7の根拠となるデータ、パンフレット等を添付してください。また、提案は様式5～7内で完結するようにしてください。なお、資料集はCDとして提出する必要はありません。	月島機械㈱
191	様式集	30	2	(5)	ウ		入札書類の提出（資料集を含むと解釈した場合）に当たっては、すべての提案内容を記録したCD-ROM 1組を添付すること。ただし、設計図面提案書は除くこととする。図面データは提出資料に含むと解釈しますが、CD-ROMには記録する必要がないと解釈してよろしいでしょうか。また、それに記録する場合は、データのファイル形式はdxf形式でもよろしいでしょうか（県提供ファイルはDWG形式）	図面データをCD-ROMに記録して提出する必要はありません。	㈱荏原製作所
192	様式集	30	2	(5)	ウ		(5) 提出方法提出内容を記録したCD-ROMを提出するにあたり使用アプリケーションソフトにWord2000及びExcel2000を使用してもよろしいでしょうか。また、特に指定のない場合はWordを使用するようになっておりますが、必要に応じてExcelを使用してもよろしいでしょうか。	提案書の作成に使用するアプリケーションソフトのバージョンに関して指定はありませんが、「様式集及び記載要領」P30に示した県企業庁の作業環境に対応するファイル形式として提出してください。	大成建設㈱
193	様式集	30	7-7-1 ～ 7- 6,7- 2-1～ 7-7-6				P30に列記されている主要設備すべての設備容量計算(7-7-1～6)、設計主旨説明(7-2-1～6:運転パターン他)を指定様式のページ内におさめるのは量が多く困難であると考えます。記入枚数を増やすことは出来ないでしょうか。あるいは、主要設備として排水処理フロー図(7-1-2)と主要設備リスト(7-7-1～6)に番号を付ける主要機器を絞り込んでよろしいでしょうか。	指定枚数内に収めるよう、主要設備を設定してください。	月島機械㈱
194	様式集	54	5-1				様式5-1 参加企業一覧「融資企業」とは、提案時点で関心表明を受け取っている金融機関のみを記載すればよいのでしょうか。「融資企業」の定義をご教示ください。	前段：関心表明の有無に関わらず融資を計画している企業名を記載してください。 後段：「融資企業」とは、グループ構成員、協力企業及び再委託企業以外で融資のみ行う企業をいいます。	大成建設㈱

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
195	様式集	55	5-2		SPCを取り巻くスキームは、細かいものもあります。直接では監査委託。再委託では、成分分析等もあります。また東電、東ガスなど直接契約する公共料金も有り、修繕関係の再委託先は多岐にわたります。どのレベルまで詳細に記入すれば良いでしょうか。	本件事業の事業スキームを把握したい趣旨から主要業務を担う企業名を記載していただくものです。したがって主要業務を補完する業務を担う企業名までは記載する必要はありませんので、記載のレベルは適宜判断してください。	月島機械㈱
196	様式集	56	5-4-2		埋設物や物価・金利リスクなど、県企業庁殿が負担されることを表明されたリスクと思われるものが分担表の中にありますが、記入するものは県企業庁殿の負担されるリスクを除いたものとして記入すればよいでしょうか。	本様式については、入札説明書関連資料8-5で示した「予想されるリスクと責任分担表」において事業者が負担（主負担及び従負担）するリスクをまとめたものですので、記載されたすべての項目についてリスク分担者名を記入してください。 なお、埋設物については、特定事業契約書(案)第10条に規定する「当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならぬ」や物価・金利リスクについては、改定間のリスクは事業者が負担するものです。 (No.216参照)	月島機械㈱
197	様式集	56	5-4-2		本様式にて規定されている「移管」の時期はいずれを指すのでしょうか。ご教示ください。 建設段階から維持管理・運営段階への移管 事業終了時点での移管	を指します。	月島機械㈱
198	様式集	63	5-13		外部借入等について落札前に融資企業の融資割合、融資額、融資条件等を確定することは困難であると思料しますが、確定できない場合、関心表明に記載されている融資金額等を列挙すればよいのでしょうか。	外部借入等については、関心表明の有無に関わらず、計画段階のものを記載してください。	大成建設㈱
199	様式集	66	5-18-1,2		収支計画の前提 収入（平成18年度の金額を記入してください）と明記されていますが、18年度（各年度は4月～翌年3月）収入とは、企業庁水道局から支払われる平成18年7月～平成19年4月の合計と考えてよろしいでしょうか。また、様式5-22長期収支計画表、5-23 20年間償還表、5-24キャッシュフロー計算についても上記と同様でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大成建設㈱
200	様式集	69	5-20		「提案書が自ら提案する処理量に基づき記入して下さい」となっておりますが、これは提案者が過去のデータを参考に汚泥処理量を設定し、サービス購入料を決定するものとし、様式No.7-8-3脱水ケーキ搬出計画書、様式No.7-9-1、-2月別運転計画書中に記入の数値は各社の比較検討のための資料と考えてよろしいでしょうかご教示願います。	お考えのとおりです。	日立造船(株)
201	様式集	69～70	5-22		サービス購入料の内訳（電気・燃料・水道料金積算表）月別使用量・料金を記載する内容となっております。・・・（現説訂正）提案された使用量は20年間固定されます。また、様式5-23は20年間の電気代、燃料費、水道代と整合がとれること。業務要求水準計画固形物量は年間平均値4080ds-t最大値7000ds-tです。また、月間平均値340ds-t最大値2500ds-tが要求水準となっておりますが、本様式ではすべてを20年間で平均化した提案となります。この場合要求する偏差を事業者がすべて吸収することは、提案する平均値と実績値に差異が生ずる事は課税対象もしくは利益の取り崩し及び短期の借り入れ等が事業性の圧迫に繋がる恐れがあります。よって、物価変動と同様汚泥発生量等に連動した電気・水道・燃料代とする契約内容もしくは事業者提案にゆだねる。とするよう出来ないでしょうか	本件事業では、脱水ケーキの搬出・運搬費及び再生利用費を除き、御質問にあるような汚泥処理量の変動リスクは事業者負担として整理しております。したがって、当該変動リスクを見込んだ上で、サービス購入料を提案してください。	㈱荏原製作所

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
202	様式集	71	5-22		各年の3月末時点では、当該期に損益計算書上は利益として計上する必要がある一方で、実際のキャッシュとしては受け取っていないもの（あるいは費用として計上する必要がある一方で、キャッシュとしての支出は未実施のもの）があります（サービス購入料等）。それらの利益計上とキャッシュ受取時期のずれから生じる未収金等は無視し、利益計上と同時にキャッシュの受取りも行うという前提で収支計画を作成するのが一般的かと思われます。本件につきまして、同様の前提の下で収支計画を作成して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	㈱任原製作所
203	様式集	71 72 75	5-22 5-24		様式5-22 長期収支計画表様式5-24 キャッシュフロー計算様式5-22における資金計画の当期資金過不足と様式5-24におけるネットキャッシュフローは同一のものでしょうか。様式5-22における資金計画と様式5-24の関係をご教示ください。	様式5-22における当期資金過不足と様式5-24におけるネットキャッシュフローは同一のものであります。 様式5-24は利払いを含めた最終的な資金の流れをより詳細に確認するために、御提出頂くものです。	大成建設㈱
204	様式集	71 72 75	5-22 5-24		様式5-22 長期収支計画表様式5-24 キャッシュフロー計算様式5-22における、新設施設等建設費に関する消費税還付の取り扱いについてご教示ください。	想定される税務処理に基づき、様式5-22及び様式5-24のその他の欄に消費税還付額、消費税納付額を記入してください。	大成建設㈱
205	様式集	71～ 75	5-22 5-23 5-24		「様式5-22～5-24までは様式間で相互の整合性が確認できるように計算式及びリンクを残した形で保存したファイルを出していただき」とありますが、計算式及びリンクを示す別のシートを提出するとの理解で宜しいでしょうか。	様式5-22～5-24についてはEXCELファイルでの提出となり、別シートではなく、様式に計算式等を残した形で提出してください。	月島機械㈱
206	様式集	72	5-22		様式5-22の資金計画のうち借入返済については借入元本の返済額を記載することの了解で宜しいでしょうか。同資金計画の枠内の資金調達欄で当期損益が用いられており、借入返済欄に支払利息を加えると資金計画において支払利息が2度計算されてしまうことになると考えます。	お考えのとおりです。借入返済は借入元本のみを記載してください。	三井物産㈱
207	様式集	75	5-24		様式5-22に示される損益計算書で使用される割賦原価は減価償却と定義が異なりますが、様式5-24でお示しする金利償却前税引後利益は割賦原価前との了解で宜しいでしょうか。又ここでいう「プロジェクトIRR」の定義をご教示下さい。	金利償却前税引後利益は金利割賦原価前を指します。 プロジェクトIRRは初期投資、その他開業までに生じる費用及び事業者が負担する消費税と金利割賦原価前税引後損益の現在価値の合計とが等しくなるような割引率を指します。 なお、確認ができるよう、計算式を残した形で提出してください。	月島機械㈱
208	様式集	75	5-24		様式5-24 キャッシュフロー計算プロジェクトIRRの計算対象となる投資額とキャッシュフローの内訳ならびに消費税の取り扱いについてご教示ください。	プロジェクトIRRは初期投資、その他開業までに生じる費用及び事業者が負担する消費税と金利割賦原価前税引後損益の現在価値の合計とが等しくなるような割引率を指します。	大成建設㈱
209	様式集	98	7-8-1		「脱水ケーキ再生利用計画書」の「受入可能量」欄は年間の「合計」のみの記載でもよろしいでしょうか。また、月別の記入が必要な場合、「受入可能量」は様式No.7-8-3「脱水ケーキ搬出計画書」（101ページ）等示す「固形物発生量」に対応した受入可能量を記載するのでしょうかご教示願います。	受入可能量は月別で記入してください。様式7-8-1は、受入先1箇所ごとに記入していただきますが、年間受入可能量の全受入箇所の合計は、様式7-8-3等示す固形物発生量の年間合計4,080t以上になる必要があります。また、様式7-8-1に記入していただく月ごとの受入可能量の全受入箇所の合計値が、様式7-8-3等示す当該月の固形物発生量に満たない場合は、脱水ケーキを一時保管することになります。その際、3月末における保管量は0となるように計画してください。	日立造船(株)
210	様式集	99	7-8-2		「受入表明書」の受入会社押印欄には法人の登録印(実印)を押印するのでしょうかお伺いします。	特に指定はありません。	日立造船(株)
211	様式集	99	7-8-2		「受入表明書」に記載する「受入条件」について、記載要領に「受け入れるための契約条件」（19ページ）とありますが、含水率の他に、具体的にどのような条件を記載すればよいのでしょうかご教示願います。	例えば、形状、含有成分、月受入量等、受入先が求める質や量に関する条件があれば記載してください。	日立造船(株)

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者		
212	様式集	99～100	7-8-2				<p>受入量単位は、実態に即した受入会社の受入時クーキ条件を考慮してt-wet/年で表現してもよろしいでしょうか</p> <p>受入が表明あるいは保証されている固形物量を評価するため、単位は乾燥重量としてください。</p>	㈱荏原製作所
213	様式集	100	7-8-2				<p>「受入保証書」の株主企業押印欄には法人の登録印(実印)を押印するのでしょうかお伺いします。</p> <p>特に指定はありません。</p>	日立造船(株)
214	様式集	104 105	7-9-1,2				<p>冬季についての一次濃縮濃度が過去のデータ及び当社サンプリング時のデータと比較して高くなっております。濃度条件により過速度が変わりますので、汚泥沈降性の悪い冬季は濃縮濃度が低い値での過速度を設定しております。月別運転計画書に記入する場合、濃度と過速度の関係が実際と違ってきますが、過速度は季節に合った濃度での当社が設定したものでよろしいでしょうかご教示願います。</p> <p>様式7-9-1、7-9-2の記載に当たっては、企業庁が設定した濃度に対するシミュレーションを行ってください。ただし、事業者が安全を見込み、さらに低濃度等悪条件で設備規模を決定する場合は、様式7-2-1～6及び7-7-1～6にその旨記載してください。</p>	日立造船(株)
215	様式集	106 20	7-9-3				<p>水収支計算書訂正版(106ページ)の「受泥量」欄の数値は設定数量でしょうか。また、設定数量とした場合、記載要領(20ページ)の水収支計算書の備考欄も「記載例あり」から「設定数値あり」に訂正されるのでしょうか。技術提案書の様式集に記載された数値は、但し書き等がない限り、全て設定値(指定値)と認識しておりますが、宜しいでしょうかご教示願います。</p> <p>お考えのとおりです。</p>	日立造船(株)

6 実施方針等公表時からの変更点に関する質問及び回答

NO.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
216	変更点 入札説明書 資料8	8-5		<p>予想されるリスクと責任分担表以下の事業者が従負担となっているリスク項目について、従負担とはどのような負担をすればよいのでしょうか。</p> <p>・ 法制度リスク・ 税制度リスク（法人税の変更に関するもの（上記以外のもの））</p> <p>・ フォースマジュールリスク・ 用地リスク（地中障害に関するもの）</p> <p>・ 物価リスク・ 金利リスク</p>	<p>特定事業契約書(案)により判断してください。</p> <p>以下参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度リスク 第26条第2項、第36条第4項及び第53条第2項等を参照 ・ 税制度リスク（法人税の変更に関するもの（上記以外のもの）） 第71条等を参照 ・ フォースマジュールリスク 第19条、第25条第2項、第26条、第36条第3項、第52条第2項、第53条第1項、第60条第1項、第68条第1項、第69条及び第70条等を参照 ・ 用地リスク（地中障害に関するもの） 第10条第2項を参照 ・ 物価リスク 第48条を参照（改定間のリスク） ・ 金利リスク 第48条を参照（改定間のリスク） 	大成建設株

7 その他の質問及び回答

NO.	対象資料	ページ	項目				質問事項	回答	質問者
			4	(4)	イ				
217	実施方針	13	4	(4)	イ		【総合排泥池及び濃縮槽の老朽化に関する調査】「県企業庁は、総合排泥池及び濃縮槽の老朽化に関する調査を行い、その結果について参考として入札説明書において公表する。」とありますが、入札説明書及び各種資料には、総合排泥池及び濃縮槽の老朽化についての記載が見当りません。追って、公表されると考えてよろしいでしょうか。	既存濃縮施設のコンクリート構築物については、県企業庁が現地を確認し、PFI事業期間にわたり特に修繕等は必要ないと判断しました。したがって、老朽化に関する調査結果の公表はいたしません。 (事業者ヒアリング結果、大成建設株式会社、P4参照)	電源開発(株)
218	実施方針	13	4	(4)	イ		「県企業庁は、総合排泥池及び濃縮槽の老朽化に関する調査を行い、その結果について参考として入札説明書において公表する」とありますが、業務要求水準書の別紙3-1電気設備・点検修理・更新計画一覧、別紙3-2機械設備・点検修理・更新計画一覧がこの公表資料に相当するのでしょうか、または今後別途公表されるのでしょうかご教示願います。	業務要求水準書別紙3-1及び3-2は、御質問の資料ではありません。既存濃縮施設のコンクリート構築物については、県企業庁が現地を確認し、PFI事業期間にわたり特に修繕等は必要ないと判断しました。したがって、老朽化に関する調査結果の公表はいたしません。 (事業者ヒアリング結果、大成建設株式会社、P4参照)	日立造船(株)
219	実施方針等 Q&A		Q37				Q&A：具体的には、更新施設用敷地で新たに受電する方法等考えられますが、この点は事業者の提案によります。更新施設用敷地に受電点を変更する場合、構内第一柱の位置は、事業者提案によりますとなっていますが、県企業庁が想定した場所についてどの辺りを想定したか、ご教示願います。	基本構想において、そこまで細部の検討を行っていないためお示できません。	(株)荏原製作所
220	その他						既存設備につき、以下図面（電気計装設備関連）を御提示頂けないでしょうか。盤外形図 単線結線図 展開接続図 外部端子図 各機器（盤、動力負荷設備、計装機器等）の配置図、配線ルート図、ケーブルリスト	御質問の内容については、現地並びに現地格納図面により御理解ください。	(株)荏原製作所
221	その他						産業廃棄物処理施設は「都市計画法」に定める都市施設に該当し、この用途に供する建築物は「建築基準法第51条」により都市計画においてその位置が決定している又は特定行政庁が許可した場合等でなければ建築出来ない。 現排水処理施設が都市施設の許可をうけているか、及び位置の変更で許可が可能か。	新設施設の建設に関しては、建築基準法第51条は適用されません。したがって、敷地の位置に関する都市計画決定及び特定行政庁の許可は不要です。（所管行政庁確認済み。No.1及び2参照）	月島機械(株)

別紙（No.130 関係）

特定事業契約書（案）「別紙 8 県企業庁が事業者に支払うサービス購入料について」の修正について

修正箇所は次の下線部となります。また、様式 5-22 及び様式 5-23 に記載の留意事項にも、同様の内容を追記していますので、御参照ください。

なお、入札説明書付属資料 1 の P.33 「イ 金利変動に基づく改定」も同様です。

特定事業契約書（案）P.34

イ 金利変動に基づく改定

（イ）改定方法

改定に当たっては、初年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、6 年目、11 年目、16 年目の 4 月 1 日以降のサービスの購入料にそれぞれ反映させる。（5 年ごとに改定。）

支払方法は元利均等払とし、計算方法は次表のとおりとする。各年の支払金額は各返済期間中の支払総額の 5 分の 1、四半期ごとの支払額はその 4 分の 1 とする。（金利は 1 年単利）

返済期間	各返済期間中の支払総額
1～5 年目	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 + 【(元金の 4 分の 3 の金額) × 金利 × 5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
6～10 年目	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 + 【(元金の 4 分の 2 の金額) × 金利 × 5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
11～15 年目	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 + 【(元金の 4 分の 1 の金額) × 金利 × 5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
16～20 年目	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】